

平成27年度著作権分科会における審議状況について

平成28年3月14日

目次

I 環太平洋パートナーシップ（TPP）協定に伴う制度整備の在り方等に関する報告書 （概要）	1
II 平成27年度著作権分科会における審議の経過等について	5
(i) 平成27年度法制・基本問題小委員会の審議の経過等について	5
(ii) 新たな時代のニーズに的確に対応した制度等の整備に関するワーキングチームの審議の経過等について	20
(iii) 平成27年度著作物等の適切な保護と利用・流通に関する小委員会の審議の経過等について	28
(iv) 平成27年度国際小委員会の審議の経過等について	35
III 開催状況	43
IV 委員名簿	47

環太平洋パートナーシップ(TPP)協定に伴う制度整備の在り方等に関する報告書(概要) (平成28年2月 文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会)

文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会においては、昨年10月のTPP協定大筋合意を踏まえ、協定締結に伴う制度整備の在り方等について昨年11月から検討を行ってきたところ。

本年2月4日に協定が署名されたことを受け、同月10日及び24日開催の小委員会において、**具体的な制度整備の在り方等について検討が行われ**、以下を内容とする報告書が取りまとめられたところ。

1. 著作物等の保護期間の延長

協定の合意事項 著作物等の保護期間は、著作者の死後少なくとも**70年**等とする。

審議会で示された方向性

- TPP協定が発効すれば、OECD加盟全34か国及びG7参加7か国の全てにおいて、著作物の保護期間が70年となる。
- 音の実演及びレコードについても、EU諸国など多くの国において、発行等の後70年とされており、TPP協定が発効すれば、G7参加7か国の全てにおいて、これらの保護期間が70年となる。



国際的な動向を踏まえると、国際調和の観点重視し、**著作物等の保護期間を著作者の死後70年まで等に延長することが適当**

2. 著作権等侵害罪の一部非親告罪化

協定の合意事項 故意による商業的規模の著作物の違法な複製等を非親告罪[※]とする。ただし、市場における著作物等の利用のための権利者の能力に影響を与える場合に限定することができる。
(※) 非親告罪: 著作権者等の告訴がなくとも検察官が公訴を提起できる罪

審議会で示された方向性

- 海賊版対策の実効性確保により資する観点から、著作権等侵害罪の非親告罪化について必要な制度整備を行うことが適当。
- 著作権等侵害罪の非親告罪化にあたっては、TPP協定において非親告罪化が義務づけられている範囲及びその趣旨を踏まえつつ、我が国の二次創作文化への影響に十分配慮し、適切に非親告罪の範囲を定めることが必要。



海賊行為のように正規品市場と競合する罪質が重い行為態様について、**非親告罪化**することが適当。具体的には、**下記の要件をすべて満たす場合に非親告罪とすることが考えられる。**

- ① 侵害者が対価として**利益を得る目的**又は**権利者の利益を害する目的**を有していること
- ② 権利者により**有償で提供・提示されている著作物等**に改変を加えずに「**原作のまま**」利用する侵害行為(複製権、譲渡権、公衆送信権侵害)であること
- ③ **権利者の得ることが見込まれる利益が不当に害されることとなる場合**であること



パロディ・二次創作等は非親告罪の対象外となる

3. アクセスコントロールの回避等に関する措置

協定の合意事項

著作物等の利用を管理する効果的な技術的手段(いわゆる「アクセスコントロール」)等を権限無く回避する行為及び回避する装置の製造販売等について、民事上・刑事上の措置を定める。

審議会で示された方向性

- アクセスコントロール機能を有する保護技術は、著作権者等の意思に反する著作物等の無断利用・無断視聴等を防止することにより、著作物等の提供に伴う対価の確実な回収等を可能にする手段であり、著作権法の目的に位置付けられる著作権者等の利益の保護と密接な関係を有するものと評価できる。

① **アクセスコントロールの回避行為**に対して**民事上の権利行使**が可能となるよう保護することが適当。例えば、みなし侵害とすることが考えられる。

② **アクセスコントロールの回避に使用される装置等を流通**させる行為について、**刑事罰**の対象とすることが適当。

※ただし、著作権者等の利益の保護及び国民の情報アクセスの自由等との均衡を図る必要があることに鑑み、**権利者に不当な不利益を及ぼさない**形で行われる**回避行為**が広く**例外規定の対象**となり得るような制度設計とすることが適当。

【アクセスコントロール回避行為の例】



4. 配信音源の二次使用に対する使用料請求権の付与

協定の合意事項

インターネット等から直接配信される音源(「**配信音源**」)を用いて放送又は有線放送を行う場合について、実演家及びレコード製作者に使用料請求権を付与する。

審議会で示された方向性

- 昨今のブロードバンド化の急速な発展に伴い、配信音源を用いた音楽の配信サービスは拡大の一途。権利者団体からも、放送事業者等による配信音源の使用についてルールを整備することが期待される旨の意見が示されている。

配信音源の放送・有線放送における利用について、(商業用レコードの場合と同様に)**使用料請求権**を付与することが適当

【イメージ】



5. 損害賠償に関する規定の見直し

協定の合意事項

著作権等の侵害について、**法定の損害賠償**※等の制度を設ける。

※ 法定の損害賠償については、侵害によって引き起こされた損害について権利者を補償するために十分な額を定め、及び将来の侵害を抑止することを目的として定める。なお、各締約国は、自国の法制及び法律上の慣行の範囲内でこの章の規定を実施するための適当な方法を決定することができる。

審議会で示された方向性

- 「法定の損害賠償」の制度とは、著作権等の侵害があった場合において、権利者が、当該侵害行為により実際に生じた損害額や損害と当該侵害行為との因果関係の立証をせずに、侵害者に対して当該侵害行為の類型に応じた一定の範囲の額の支払いを求めることができるもの。
- この点、現行法第114条第3項は、権利者が侵害行為により実際に生じた損害額や損害と侵害行為との因果関係の立証をせずに、侵害者に対して使用料相当額という一定の範囲の額の支払を求める制度であり、また、協定の定める「権利者を補償するために十分な額に定め、及び将来の侵害を抑止することを目的」としているものと評価できる。

※ 我が国の損害賠償制度は制裁や一般予防を目的とはしないとする最高裁判例においても、加害者に損害賠償責任を負わせることにより一般予防が図られるという副次的効果があることを認めていることや、TPP協定は自国の法制等の範囲内で協定上の義務を実施することを許容していることから、現行制度によって協定上の義務は満たしうるとの意見が示された。
- このことから、我が国は著作権法第114条第3項によって「法定の損害賠償」を担保しているとする考え方も必ずしも排除されない。
- 他方、複数の権利者団体から、司法救済の実効性の確保、損害賠償が低額なため権利者が泣き寝入りする事態の改善等の観点から、一定の制度整備を求める意見が寄せられたところ。
- これらを踏まえると、**TPP協定の求める制度の趣旨をより適切に反映**する観点から、著作権等に係る損害賠償に関する制度について、**現行規定に加えて、填補賠償原則をはじめとする民法の原則等、我が国の法体系の枠内で可能な範囲において何らかの形で額を法定する仕組みを更に設けることが適当。**
- なお、著作権法により保護される著作物等は多種多様であり、個々の侵害事案によって損害額は大きく異なるため、損害額の下限を一律に定めることは填補賠償原則との関係で困難。 ※また、協定は各国に裁量を認めており、必ずしもこのような制度を設けることは求めていない。



- この点、著作権等管理事業者の使用料規程は、基本的に権利の行使につき受けるべき額に相当することから、填補賠償原則の下において、損害額として法定することについて合理的説明が可能な額であると言える。



侵害された著作権等が**著作権等管理事業者により管理されている場合**は、著作権者等は、当該著作権等管理事業者の**使用料規程により算出した額**(複数ある場合は最も高い額)を損害額として賠償を請求できるようにすることが適当。

6. 施行期日について

審議会で示された方向性

- TPP協定の締結に向けた制度整備については、国内的な制度整備の必要性に加え、これらの事項が国際的な制度標準となることも考慮すべきであること、また、利用者団体より、制度整備がTPP協定の発効に先立ち施行されることに強い懸念が表明されていること等を踏まえれば、改正法の施行は、**TPP協定の発効とあわせて実施することが適当**。

7. TPP協定を契機として検討すべき措置について

- 我が国の著作権制度等の見直しについては、TPP協定を一つの契機として、1～5に係る措置にとどまらず、より広い視点から、一層加速していくことが適当。
- 具体的には、デジタル化・ネットワーク化の進展など新たな社会のニーズに的確に対応して、新産業創出環境の形成、アーカイブの促進、教育の情報化への対応、障害者の情報アクセス確保も含め、権利制限規定やライセンス体制などの制度整備の在り方や、権利情報の集約化などの利用円滑化方策について引き続き検討を行い、結論の得られたものから順次所要の措置を講じるべき。
- また、1～5の制度整備の内容と関連する課題についても、今後、関連する状況の推移も含めたより幅広い視点も踏まえて、時宜に応じて検討を行うことが適当。
- 更に、TPPを活用し、海外での新たな市場開拓等を目指す我が国企業の後押しや、市場開拓の基礎となる知的財産の活用を促進するため、我が国コンテンツの海外展開へ総合的な支援を行うことが必要。

(参考)

文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会における意見聴取団体一覧

- ・青空文庫
- ・一般社団法人インターネットユーザー協会
- ・一般社団法人映像コンテンツ権利処理機構
- ・一般社団法人学術著作権協会
- ・一般社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会
- ・一般社団法人電子情報技術産業協会
- ・一般社団法人日本音楽著作権協会
- ・一般社団法人日本映画製作者連盟
- ・一般社団法人日本映像ソフト協会
- ・一般社団法人日本経済団体連合会
- ・一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟
- ・一般社団法人日本写真著作権協会
- ・一般社団法人日本書籍出版協会
- ・一般社団法人日本新聞協会
- ・一般社団法人日本知的財産協会
- ・一般社団法人日本動画協会
- ・一般社団法人日本民間放送連盟
- ・一般社団法人日本レコード協会
- ・公益社団法人日本芸能実演家団体協議会
- ・公益社団法人日本図書館協会
- ・公益社団法人日本文藝家協会
- ・国公私立大学図書館協力委員会
- ・コミックマーケット準備会
- ・主婦連合会
- ・日本放送協会
- ・thinkTPPIP(TPPの知的財産権と協議の透明化を考えるフォーラム)

(五十音順。計26団体)

Ⅱ 平成27年度著作権分科会における審議の経過等について

(i) 平成27年度法制・基本問題小委員会の審議の経過等について

I はじめに

今期の文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会（以下「小委員会」という。）においては、急速なデジタル・ネットワーク社会の進展等に対応するため、著作権法制度の在り方及び著作権関連施策に係る基本的問題に関する様々な課題について、知的財産推進計画2015（平成27年6月知的財産戦略本部決定。以下「知財計画」という。）に示された検討課題等を踏まえ、以下の課題について検討を行った。

- ・教育の情報化の推進等
- ・盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約（仮称）への対応等
- ・著作物等のアーカイブ化の促進
- ・新たな時代のニーズに的確に対応した権利制限規定やライセンス体制等の在り方
- ・環太平洋パートナーシップ（TPP）協定への対応

このうち、新たな時代のニーズに的確に対応した権利制限規定やライセンス体制等の在り方については、本年7月に「新たな時代のニーズに的確に対応した制度等の整備に関するワーキングチーム」を設置して集中的な審議を行ってきた。

また、環太平洋パートナーシップ（TPP）協定への対応については、平成27年10月に協定が大筋合意にいたったことを受け、本小委員会においても、同年11月より検討を開始し、集中的な審議を行った。

各課題の審議の進捗状況等については、次のとおりである。

Ⅱ 各課題の審議の状況

第1章 教育の情報化の推進等

第1節 検討の経緯

デジタル・ネットワーク社会の進展等に伴い、情報通信技術を活用した様々な教育活動が行われるようになってきており、教育の情報化の推進等に係る著作権制度上の課題について整理・検討を行うことが求められている。

知財計画においても「デジタル化した教材の円滑な利活用やオンデマンド講座等のインターネットを活用した教育における著作権制度上の課題について検討し、必要な措置を講ずる。（短期・中期）」とされ、検討課題の一つとして挙げられている。

これらを踏まえ、昨年度、文化庁の委託調査研究（「ICT活用教育など情報化に対応した著作物等の利用に関する調査研究」（平成27年3月、株式会社電通）。以下「本調査研究」という。）において、我が国におけるICT活用教育に係る著作物等の利用の実態並びに諸外国の関連する制度及び運用実態等について、調査を行ったところである。

本年度においては、同調査研究の結果の報告を受け、さらに、ICT活用教育に先進的に取り組んでいる教育関係者及び権利者団体から意見聴取を行った上で、ICT活用教育の推進に向けた著作権制度の在り方等について検討を行った。

第2節 調査研究の概要

本調査研究の概要については、以下のとおりである。

（1）国内におけるICT活用教育に係る著作物等の利用状況

本調査研究では、国内の教育機関における著作物等の利用実態について調査を行った。国内においては、種々の教育機関においてICT活用教育が実施されており、教員による教材・参考文献等の公衆送信や異時の講義映像の公衆送信、教員間における教材等の共有等について、著作物利用上の課題があるとの報告がなされた。

教育機関がICT活用教育において著作物を利用するにあたっては、権利処理の事務上の負担、権利者探索の負担、許諾を断られる等の理由から著作物等の利用を断念するケースが多く、教育上必要な著作物等を利用できない実態があることが明らかになった。また、教員の著作権や権利処理に対する知識が十分ではないために、許諾が必要な第三者の著作物の利用やニーズのあるICT活用教育の実施自体が控えられる場合があることも報告された。

これらの実態を踏まえ、本調査研究においては、ICT活用教育の推進にあたっては、以下四つの著作権制度上の課題があることが挙げられた。

- ①著作権の集中管理など権利者側のライセンス体制を整備し、権利処理事務上の負担等を軽減すること
- ②教育機関側の権利処理体制の整備や著作権制度・権利処理のノウハウの普及に向けた取組を充実させ、教育機関が権利処理を的確かつ円滑に行えるようにすること
- ③教育機関と権利者の合意による著作権法上の権利制限規定のガイドラインを策定し、解釈について明確性を確保すること
- ④教員等による教材等のインターネット送信やオンデマンド型講義映像配信など、今後拡大が予想される行為類型のうち、著作権者の権利を不当に害しない範囲のものを権利制限規定の対象に加えることなどについて検討すること

また、デジタル教科書・教材における著作物の利用においては、権利者から個別に許諾を得る著作物も多く、制作会社における権利処理の負担が大きいこと、また、当該利用については使用料規程に具体的な定めがない場合が多く、個別の交渉で値決めを行っ

ている実態があるとの報告があった。これらを踏まえ、当該利用についても、権利の集中管理の促進や、デジタル教科書・教材に含まれるコンテンツの種類や供給方法・利用態様の特性を踏まえた適切な使用料規程などの環境の整備が求められることが示された。

また、教育機関がICT活用教育において著作物を利用するための著作権者側のライセンス体制については以下のとおり報告があった。

学術論文については、管理団体が理工系の分野を中心とする国内の著作物や海外の著作物について管理しているが、ICT活用教育に係る利用に関しては契約を締結している一部の著作物（スイスの著作物）を除いて管理されておらず、著作権者から個別に許諾を得る必要がある。

専門書・学術書については、これらの著作権管理を行う管理団体等において、ICT活用教育に係る利用に関しては管理されておらず、著作権者から個別に許諾を得る必要がある。

写真については、ICT活用教育に係る利用については、管理団体等による管理が行われていないが、企業が教育機関向けに年間契約を用意しており、契約により多数の写真を定額料金で利用できる等、一定のライセンス体制が構築されている。

文芸作品については、ICT活用教育に係る利用について管理を行っている団体があるが、権利を委託していない著作権者も多く、多くの場合は著作権者から個別に許諾を得る必要がある。

新聞については、ICT活用教育に係る利用については、管理団体等による管理は行われておらず、各新聞社から個別に許諾を得る必要がある。

音楽については、多くの場合、管理団体に申請することにより当該利用が可能となる。

以上の事実から、一部の分野においてICT活用教育に係る許諾を円滑に行うための体制整備が進められているものの、全体として見れば、いまだ教育機関のニーズを満たすには十分な状況にあるとはいえないことが示された。

(2) 諸外国における関連する制度及び運用実態

本調査研究では、諸外国における関連制度やその運用実態についても調査を行った。

国によって規定の仕方は様々だが、調査対象国¹においては、ICT活用教育における著作物利用の円滑化を図るため、一定の範囲で無許諾での公衆送信等を認める権利制限規定が整備されている。また、多くの国において、報酬請求権の付与など著作権者等への適切な対価の還元と著作物利用の円滑化のバランスを図るための工夫が権利制限規定に盛り込まれている例が見られた。

権利制限規定によらない著作物利用も広く行われており、そのための権利の集中管理体制の整備も進んでいる。例えば、英国の権利管理団体 Copyright Licensing Agency では、ほぼ全ての著作物について教育機関による複製を包括的ライセンスとして認めており、一定の条件で公衆送信を行うことも可能となっている。これら権利管理団体とほぼ

¹調査対象国：英国，米国，オーストラリア，韓国，フランス，ドイツ

全ての教育機関がライセンス契約を締結しており、年間のライセンス料金を支払うことにより教育目的のために著作物を利用することができる。

第3節 検討の状況

本調査研究の結果を踏まえて、小委員会において、教育関係者及び権利者団体の意見を聴取した上で、ICT活用教育の推進に向けた著作物の利用円滑化について検討を行った。

(1) ICT活用教育を推進することの意義について

教育政策に係る政府計画や報告等においては、ICT活用教育の意義として教育の質の向上や教育の機会拡大などが示されており、例えば、ICTの活用は、課題解決に向けた主体的・協働的・探求的な学びの実現、個々の能力、特性に応じた学びの実現のほか、地理的環境に左右されない質の確保を可能にするとされている。こうしたICT活用教育の意義については、教育関係者からも同趣旨の意見が出されたことに加え、権利者団体からもその意義や重要性は理解しており、著作物の利用円滑化に協力したいとの意見が示された。

委員からも、ICTの進歩に伴う教育の変化に伴い紙もデジタルもシームレスにすべきであるとの意見や、デジタルの特性上個々のレベルにあった問題作成が可能になるとしてICT活用教育を進めるべきとの意見があり、ICT活用教育の意義や重要性を十分に踏まえて、著作物利用の円滑化について検討することとされた。

このような認識のもと、教育関係者から要望のあった以下の三つの利用場面それぞれについて、ICT活用教育を推進するための著作権法制度やライセンス体制の在り方等の検討を行った。

- ・授業の過程において教材・参考文献や講義映像等を送信する際の著作物の利用円滑化について
- ・教育目的で教員や教育機関の間で教材等を共有（複製・公衆送信）する際の著作物の利用円滑化について
- ・MOOCのような一般人向け公開講座における著作物の利用円滑化について

(2) 検討の視点について

これらの検討に際しては、上記ICT活用教育の意義を踏まえると、教育機関において教育上必要な著作物の円滑な利用を図るためには権利制限規定だけではなく規定の対象外となる範囲についても利用できるようなライセンスの枠組みを用意することが重要であるとの意見があった。ライセンスについては、手続的な負担が重ければ機能しないとの意見があったほか、取引費用の軽減に資する包括的ライセンスの枠組みを構築するインセンティブとなるよう、包括ライセンスと権利制限規定の組合せで考えることが重

要であるとの意見が示された。このほか、集中管理を広げていくことを前提として、契約でクリアできない部分について権利制限規定の在り方を考えるべき旨の意見が示された。

(3) 授業の過程において教材・参考文献や講義映像等を送信する際の著作物の利用円滑化について

① 教育機関における著作物等の利用実態と課題について

教育関係者からは、送信する講義映像や資料等において第三者の著作物が利用されている場合、紙媒体による場合であれば法第35条1項で処理できるものであること、引用の要件に当てはまらなると考えられる事例もあること等の報告がなされた。そうした著作物の利用にあたっては、著作権者からの許諾を得るために過大な手続上の負担がかかる等の理由から教育に支障が生じているとの意見が示された。

委員からは、教育関係者の説明において明らかにされたICT活用教育の現場において必要とされている著作物の利用実態を踏まえ、こうした利用は引用の要件に該当しない場合があるとの意見があるなど、現行法下では許諾が必要な場面が存在するとの実態を認める意見が複数あった。

② 権利制限による対応の必要性・正当性について

教育関係者からは、著作権処理の負担から教育上適切な著作物を授業で利用できない実態を踏まえ、法第35条の趣旨に照らしICT活用教育についても権利制限規定の対象とするよう要望があった。

これに対し、権利者団体からは、現時点でも教育機関において権利制限の対象範囲が広く運用・解釈されている実態があるとの報告があり、権利制限の検討に当たっては教育機関における著作権制度に関する普及啓発を求める意見があった。また、権利侵害を助長する恐れがあることや、契約により対応すべきこと等を理由として慎重な立場からの意見表明があった。

この点、委員からは現代の子供たちにとってICTが特別に新しい教育方法になるわけではなく、単に紙がICTに置き換わるだけであることから、紙とデジタルをシームレスで利用できるようにすべきとの意見があった。また、教育は非常に公益性が高いものであるため、一定の権利制限を行うことの正当性はあるとの意見が示されるなど、権利制限による対応の必要性・正当性を肯定する意見が複数示された。

他方で、教育機関による著作物の利用実態に関する権利者団体からの指摘も踏まえ、実際に教育機関において規定が遵守されるのかを懸念する声もあった。また、法第35条のただし書が抽象的であり、デジタルでは紙の複製のように人的・費用的負担等の物理的な制約がないために、必要以上に利用がなされることになるのではないかとの意見

もあった。

こうした指摘とも関連して、小委員会における制度面の議論と並行して運用面の検討を行うことの必要性が指摘された。具体的には、規定の円滑な解釈・運用を促進するためのガイドラインの策定や教育機関側の著作権保護意識など、関係規定が適切に運用される環境や体制の整備に向けて、関係者間での協議を促すとともに、当該協議の進捗状況を踏まえ、これと両輪で審議会での議論を進めることとされた。これを受け、後述するとおり、教育関係団体と権利者団体間での協議が開始されている。

今後、関係者協議の進捗状況も踏まえながら、権利制限による対応の是非や制度の在り方について更に検討を深めることが求められる。

次に、仮に権利制限により対応することとした場合に関連する以下の論点について検討を行った。

③ 市場が形成されている分野への影響について

権利者団体からは、専門書等の教育機関で主として利用されることを想定して公衆に提供されている著作物や、その他、既に教育機関に利用を許諾している著作物など、市場が形成されている分野について権利制限規定の対象とすることは、権利者がビジネスにおいて正当に得るべき利益を害するとの意見が示された。

委員からは、既に市場が形成されている分野については配慮が必要である旨の意見が複数示された。

その具体的な内容として、権利制限規定の対象外とする条件として、市場が形成されており合理的な手続や対価によって許諾を出す仕組みが形成されていることを条件としてはどうかとの意見や、法第35条の趣旨を踏まえ料金等について教育機関向けに特に配慮した許諾を出す仕組みがあるか否かを考慮すべきとの意見が示された。

一方で、許諾を出す仕組みがある場合は権利制限規定に優先することとすると、権利者側が自由に使用料を設定でき、事実上オプトアウトに近いことができることになったり、利用者が高額な使用料を支払うことになったりしてもよいのかとの指摘があった。また、合理的な金額によるライセンスが用意されている場合に限り権利制限規定の対象外とするのであれば、権利者が相当な金額を受けるという意味では、結果として補償金制度を設けることと変わらないのではないかとの意見も示された。

この論点については、権利制限の対象範囲とライセンスビジネスの関係、具体的には、教育機関が利用できるライセンススキームのうち権利制限の対象外とすべきものの有無や範囲について、引き続き検討を深めていくことが求められる。

④ 権利者に報酬請求権を付与することの可否について

権利者団体からは、契約により対応すべきであるとの意見等権利制限に慎重な立場からの意見表明があった他、欧米各国では権利制限に伴い補償金請求権等が付与されていることや、教育機関において法第35条が広く解釈・運用されている実態を理由として、権利制限規定の検討に当たり、補償金制度の導入を併せて求める意見が示された。

委員からは、複製については補償金が不要なのであるからICT活用教育についても不要とすべきとの意見があった一方で、無断利用について一定の利益分配を行うのは海外の法制度や国際条約（スリーステップテスト）とも合致すること等を理由として補償金制度の導入を肯定する意見が複数示された。

仮に補償金制度を導入するとした場合の範囲については、以下のとおり見解が分かれているところである。

現在紙でできることをICTに置き換える範囲では現行法第35条と同様に補償金を不要とすべきであるが、ICTでのみ可能なことに利用する場合は利用者が受ける便益が大きいため、その範囲では補償金請求権を付与してはどうかとの意見があった。一方で、ICTの利用に補償金請求権を付与するならば、現在無償としている第35条の範囲にも補償金請求権を付与すべきとする意見があった。

また、補償金請求権を機能させるためには、併せて包括的なライセンスの枠組みを構築することが必要であるとの意見が示された。

この論点については、いずれの立場に関しても、補償金請求権を付与することを是とする場合はその理論的根拠を整理した上で、その当否や制度の在り方について今後更に検討を深めていくことが求められる。

⑤ 制度の円滑・的確な運用を促進するための取組について

教育関係者からは、引用や法第35条のただし書の解釈が不明確な部分があるために、教員が利用するに当たって萎縮する現状があることから、円滑な利用を図るために解釈を明確化することが必要であるとの意見が示された。

この点、権利者団体からも、権利制限規定の解釈について関係者間で共通の理解と合意を形成し、教育現場での浸透を図ることが必要との意見が示された。

委員からも、法第32条や第35条の解釈を明確化することにより教員側の負担を軽減できるとして、関係者間においてルールを協議してはどうかとの提案が示されたところである。本論点については関係者間協議における検討事項の一つに挙げられている。

⑥ 権利制限規定の対象外となる著作物の利用円滑化方策について

教育関係者からは、著作権者特定の手続や交渉のための人的・時間的負担が大きいため、教育目的での著作物の利用に関する契約処理を行う際に簡便にアクセスできる仕組みや、教育利用に対応した契約内容等の充実について要望が示された。

権利者団体からも、集中管理団体が積極的に教育利用の実態に沿って許諾するシス

テムを整備することが重要であり、包括契約により教育機関の利便性を高められるのではないかとの意見があった。

この点、「(2) 検討の視点について」でも述べたとおり、委員からは、法改正をしても権利制限規定の対象外となる部分については著作物の利用ができず、結果として実態が変わらないのであれば意味がないため、権利制限規定の対象外となる著作物についても円滑に利用できるようにする枠組みを用意することが重要との意見が示された。また、諸外国では包括的ライセンスが整備されている実態を踏まえ、我が国でもそのような仕組みを構築するインセンティブを与えるような法制度をどう作るかが重要であるとする意見があった。

また、本来的には集中管理を広げていくことが前提であるとした上で、クリアできない部分について対応を考えるべきとの意見も示された。

なお、本論点についても、関係者間協議の検討事項に掲げ、検討を開始しているところである。

(4) 教育目的で教員や教育機関の間で教材等を共有（複製・公衆送信）する際の著作物の利用円滑化について

教育関係者からは、教員間や教育機関間において教材等を共有する場合、権利制限規定の対象とはなっておらず、著作権者からの許諾を得るためには過大な事務上の負担がかかる等の理由から、より教育に適した著作物を利用できない実態があるとの意見が示された。このような教材の共有は教育の質を高める点で法第35条の趣旨に適うものであり、権利制限規定の対象とするよう要望があった。

これに対し、権利者団体からは、法第35条はどの教育現場でも利用できるような汎用的な教材の作成は認めておらず法の趣旨に合わないこと等を理由に教材等の共有を権利制限の対象とすべきではないとの意見が示された。

これらを踏まえ、委員からは、地理的環境に左右されない教育の質の確保のためには教育資源の共有ができるのは非常に良いことであるとの意見や、少なくとも同じ学校ないし他の学校で利用できなければ意味がないとの意見、補償金付きの権利制限規定により教員間の共有など様々な形の教育目的の利用形態に対応できるようにしてはどうかとの意見等が示された。一方で、これを権利制限規定によるべきか否かについては、教材の共有と授業での利用とは許諾を得るための時間的余裕も異なることから、授業の利用の場合と同列に扱えないのではないかとの意見、法第35条は教室利用という小規模性を前提としてバランスが図られているものであり、公益目的があったとしても規模が大きくなるとバランスが崩れてしまうのではないかとの意見、権利制限だけでなく契約との組合せによるべきとの意見、公共性や市場の失敗が存在するかは疑問でありライセンスで対応すべきとの意見があった。

権利制限規定によることとした場合に認めるべき範囲等については、教育機関が主体となるものではなく、複数の教育を担当する者が自主的に共有する限度において、補償金付きで認めるべきとの意見があった。このほか、教育機関内の共有とそれを越えた共

有とは、権利者に与える影響や権利制限の必要性も異なることから、権利制限の対象となる場合の共有の範囲についても併せて検討を行うことが必要であるとの意見が示された。

なお、本論点も一定の範囲で対応した方がよいとしつつも、ICT活用教育の推進に向けてはスピード感をもって進めるべきであり、まずは一番必要性が高いと考えられる授業の過程における著作物の送信について検討を行うべきではないかとする意見もあった。

この論点に関しては、権利制限による対応の必要性・正当性の有無や、仮に権利制限の対象となる場合の共有の範囲について、今後更に検討を深めていくことが求められる。

(5) MOOCのような一般人向け公開講座における著作物の利用円滑化について

教育関係者からは、著作権者からの許諾を得るための手続上の負担や、利用形態に見合う契約が用意されていない等の理由から、優れた著作物を利用できない実態があるとの意見が示された。このため、著作物利用のための権利処理に係る時間的負担の軽減のためのライセンス体制やMOOCに対応した契約内容の整備について要望が示された。

これに対し、権利者団体からは権利制限規定の対象とすることには反対との意見が概ね示されたが、ライセンス体制の整備等による利用円滑化を提案する意見もあった。

これらを踏まえ、委員からは、MOOCのような形態の教育も推進すべきではあるとしつつも、MOOCまでも権利制限の対象とすると授業における制限が無意味化することや、現行法第35条の正当化根拠の公共性が薄まることを懸念することなどを理由に、権利制限規定ではなくライセンスによる対応が適当であるとの意見が複数示された。

一方で、受講者の数が増えること以外にMOOCと他の登録を要する一般人向けの授業との違いはないとして、MOOCだけを別の問題とはせず、全体の法制度をどうするかと併せて検討すべきとの意見もあった。

この論点に関しては、権利制限により対応しないとするのであればその根拠について、今後更に検討を深めていくことが求められる。

(6) 法の適切かつ円滑な運用に向けた関係者間の協議について

小委員会の方針を踏まえ、関連する規定が適切かつ円滑に運用されるための環境や体制の整備に向け、関係者間協議の場が新たに設けられ、議論が開始されている。この協議においては、上記目的の下、教育関係者と権利者団体の間で、著作権法上の教育関係規定（特に法第32条、第35条）の解釈運用（ガイドライン）の在り方、教育機関側の著作権保護意識に対する指摘に関わることなど教育機関における規定の適切な運用に関すること、ICT活用教育において契約により著作物等を利用する際の利用円滑化方策（集中管理の促進、使用料規程の整備等）等について検討が行われている。関係者協

議においては、権利者²、教育関係者³側ともにそれぞれの分野・領域を代表する団体が参画し⁴、ICT活用教育を推進するという共通の認識を持ち、具体的な環境整備に向けて対話が始まったことは非常に喜ばしいことである。本課題の解決策の早期のとりまとめに向けて、関係者協議においても、迅速かつ精力的に検討が進められることを期待したい。

第2章 盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約（仮称）への対応等

第1節 検討の経緯

平成25年6月に採択された、視覚障害者等による発行された著作物へのアクセスを促進することを目的とした「盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約（仮称）」（以下「マラケシュ条約」という。）の締結に向け、昨期の小委員会において、障害者団体及び権利者団体から意見聴取を行った。

第2節 検討の状況

昨期の小委員会においては、障害者団体からは、マラケシュ条約の締結に必要な手当の他、視覚障害・聴覚障害等に係る多岐にわたる要望が寄せられたところ、権利者団体からは、マラケシュ条約の締結に必要な手当については前向きな反応があったものの、その他の要望事項については、反対若しくは慎重な立場が示され、両者の意見にかなり隔たりがあることが明らかとなった。そのため、まずは両者の意見集約に向けた取組を行った上で、改めて小委員会で検討を行うこととされたところである。

これを受け、現在両者の意見集約に向けた取組が継続的に行われているところである。具体的には、①法第37条第3項の適用により複製等を行える主体の拡大及び②映像に字幕や解説音声等を付与して放送等を行うことに関する権利制限規定の見直しに対する要望について、それぞれの要望事項ごとに、文化庁によるコーディネートのもとで、関係の権利者団体及び障害者団体による意見集約に向けた取組が行われている。

第3章 著作物等のアーカイブ化の促進

² 学術著作権協会、日本書籍出版協会、日本写真著作権協会、日本文藝家協会、日本新聞協会

³ 国立大学協会、公立大学協会、私立大学団体連合会、全国都道府県教育委員会連合会

⁴ 平成16年3月に定められた「学校その他の教育機関における著作物の複製に関する著作権法第35条ガイドライン」（著作権法第35条ガイドライン協議会）については、最終的に教育関係者が構成員に入っていなかった点をとらえて、本小委員会における議論でも、権利者団体や委員から、代表性を有する教育関係者の協議への参画を望む声が寄せられていた。

第1節 検討の経緯

小委員会では、昨期、著作物等のアーカイブ化の促進に係る著作権制度上の課題について検討を行い、現行の権利制限規定に関する法解釈の明確化を行うとともに、制度改正等の措置が必要な課題についてその対応の方向性が示された。

また、知財計画においても、アーカイブの構築と利活用の促進のための著作権制度の整備が求められている。

これらを受け、今期は、文化庁において、昨期示された方向性に基づき具体的な措置を順次講じた。

第2節 検討の状況

今期、文化庁において講じた具体的な措置は次のとおりである。

まず、課題の一つとして挙げられた著作権法第31条の「図書館等」の範囲の拡充については、平成27年6月22日付で著作権法施行令第1条の3第1項第6号に基づく指定を行った。すなわち、博物館法第2条第1項に規定するいわゆる登録博物館又は同法第29条に規定するいわゆる博物館相当施設であって、営利を目的としない法人により設置されたものが「図書館等」に含まれることとなった。これにより、著作権法第31条第1項第2号により資料の保存のため必要がある場合に複製を行える施設範囲が拡充された。指定の範囲に含まれない施設については、各施設からの要望に応じ、引き続き個別指定にて対応を行うこととされた。

また、権利者不明著作物等の利用を円滑化する観点から、平成28年2月15日付で著作権者不明等の場合の裁定制度の見直しを行った。具体的には、過去になされた裁定に係る著作物等を利用しようとする場合については、権利者搜索のために必要な「相当な努力」の要件を緩和する告示の改正を行った⁵。

また、美術の著作物又は写真の著作物を展示する者が、観覧者のためにこれらの著作物の解説又は紹介を目的としてデジタルデータを館内の端末を用いて観覧者の閲覧に供すること、及び、アーカイブ機関において美術の著作物等の紹介を目的としてこれらの著作物のサムネイル画像（鑑賞には適さない程度の画像）をインターネット送信することについては、文化庁が関係団体⁶より意見聴取を行った。

館内端末での展示著作物の表示については、美術の著作物又は写真の著作物の原作品により、法第25条に規定する権利を害することなく、これらの著作物を公に展示する者が、観覧者のためにこれらの著作物の解説又は紹介をすることを目的として、当該著作物を複製し電子端末に上映し、又は、当該著作物を電子端末に公衆送信（自動公衆送信の場合にあつては送信可能化を含む。）することができるよう、法第47条の規定を見直すことについて、賛成の意見が示された。他方、当該電子端末を施設外に持ち出して

⁵ http://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/chosakukensha_fumei_saiteiseidokaizen.html

⁶ 意見聴取を行った団体は、全国美術館会議、公益社団法人日本博物館協会、一般社団法人日本美術家連盟、日本美術著作権連合、一般社団法人日本写真著作権協会、一般社団法人日本書籍出版協会

もなお画像を閲覧することができる画像の掲載方法については、著作権者の利益を不当に害することがないような措置を講ずることを条件として認められるべきである、との意見が示された。

サムネイル画像のインターネット送信については、アーカイブ機関が、美術の著作物又は写真の著作物の紹介を目的として、当該著作物のサムネイル画像を公衆送信することができる旨の規定を設けることについて賛成の意見が示された。他方、主体となるアーカイブ機関については、どの施設でも行えることとするのではなく、公共性を有するものに限るとするなど、一定の限定が必要であるとの意見が示された。また、サムネイル画像の解像度や大きさなどを限定して明確にするなど、著作権者の利益を不当に害することがないような措置を講ずることを条件として認められるべきである、との意見が示された。なお、補償金を伴う権利制限規定とすべきとの意見があり、制度面・運用面での課題について検討が必要とされた。

上記二つの論点に共通する意見としては、どのような場合が著作権者の利益を不当に害する場合の規定の仕方については、法令上細かな条件を規定すべきとの意見がある一方、包括的に規定した上で、ガイドライン等で解釈を周知すべきとする意見があった。

これらのほか、昨期の小委員会において権利処理の円滑化のための方策として挙げられた、著作物等の権利情報の集約化及び拡大集中許諾制度については、今期、文化庁において諸外国の状況等について調査研究を実施している。

第4章 新たな時代のニーズに的確に対応した権利制限規定やライセンス体制等の在り方について

今般、知財計画等において、デジタル・ネットワークの発達に伴い、著作物等を利用したサービスを創出し発展させるためのニーズが新たに生じているとの指摘がなされている状況を踏まえ、本課題について集中的に検討を行う場として、小委員会の下に「新たな時代のニーズに的確に対応した制度等の整備に関するワーキングチーム」を設置した。今期のワーキングチームにおいては、国民から寄せられた著作物等の利用に関する幅広いニーズについて、分類・整理及び検討の優先順位付けを行うとともに、新産業創出環境の形成に関わるニーズについて、権利制限による対応の是非に関する議論を行った（詳細については20ページ参照）。

第5章 環太平洋パートナーシップ（TPP）協定への対応について

TPP協定への対応については、平成27年10月に協定が大筋合意にいたったことを受け、本小委員会においても、同年11月より検討を開始するとともに、集中的な審議を行ってきた。昨年11月には21の関係団体からの意見聴取を行った上で審議を行い、TPP協定締結に必要な制度改正事項の内容及び影響に照らし講じるべき措置に関する基本

的な方向性を整理した「T P P 協定（著作権関係）への対応に関する基本的な考え方」を取りまとめた。その後、これを受けて政府部内で行われた検討を踏まえて更に議論を深め、第9回小委員会において、「環太平洋パートナーシップ（T P P）協定に伴う制度整備の在り方等に関する報告書」（概要については2ページ参照）を取りまとめた。

Ⅲ おわりに

今期の小委員会では、上記のように、①教育の情報化の推進等、②盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約（仮称）への対応等、③著作物等のアーカイブ化の促進、④新たな時代のニーズに的確に対応した権利制限規定やライセンス体制等の在り方、⑤環太平洋パートナーシップ（T P P）協定への対応に係る課題について検討を行った。

今後、以下の課題について、本小委員会における審議を更に継続することが求められる。

- ① 教育の情報化の推進等に係る課題については、授業の過程における著作物等の公衆送信に関しては、権利制限規定により対応することに概ね肯定的な意見が示されたところであるが、現在関係者において行われている法の適切な運用に向けた協議や権利者団体によるライセンス体制の構築に向けた取組状況も注視しつつ、市場が形成されている分野への影響や補償金請求権の付与の要否などの論点も含め、更に検討を深めていくことが適当である。この他、教材の共有等に係る権利制限の是非や、権利制限の対象外となる著作物の利用円滑化方策等についても引き続き検討を行うことが適当である。
- ② 盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約（仮称）への対応等については、障害者団体及び権利者団体の意見集約に向けた取組を引き続き注視するとともに、その結果を踏まえて改めて今後小委員会で検討を行うことが適当である。
- ③ 著作物等のアーカイブ化の促進については、制度的対応が必要な措置の対応方針について関係者から聴取した意見を踏まえて、著作権者の利益に配慮しつつ時代のニーズに応じた規定の検討を進めることが適当である。なお、細部の制度設計の検討においては、必要に応じて、著作権者や利用者の更なる意見を聴取することも重要である。また、権利処理の円滑化のための措置については、調査研究により得られた成果を基に、今後の検討を進めることが適当である。
- ④ 新たな時代のニーズに的確に対応した権利制限規定やライセンス体制の在り方については、今期のワーキングチームにおける審議経過を踏まえ、引き続き、本小委員会及びワーキングチームにおいて検討を進める必要がある。

以上のとおり、上記課題については最終的な審議のとりまとめを行うに至っていないため、審議の進捗状況等について、その経過を整理したものである。

ヒアリング・意見発表※団体一覧

<教育の情報化の推進>

第2回 平成27年7月24日

- ・文部科学省生涯学習政策局情報教育課
- ・文部科学省高等教育局専門教育課
- ・大学eラーニング協議会
- ・私立大学情報教育協会
- ・明治大学
- ・東京大学
- ・佐賀県教育委員会

第3回 平成27年7月31日

- ・学術著作権協会
- ・日本書籍出版協会
- ・日本写真著作権協会
- ・日本文藝家協会
- ・日本新聞協会

＜環太平洋パートナーシップ（TPP）協定への対応＞

第6回 平成27年11月4日

- ・ 日本音楽著作権協会
- ・ 日本書籍出版協会
- ・ コンピュータソフトウェア著作権協会
- ・ 日本映画製作者連盟
- ・ 日本芸能実演家団体協議会
- ・ 日本レコード協会
- ・ 日本経済団体連合会
- ・ 日本知的財産協会
- ・ コミックマーケット準備会
- ・ thinkTPPIP（TPP の知的財産権と協議の透明化を考えるフォーラム）
- ・ インターネットユーザー協会
- ・ 日本文藝家協会
- ・ 学術著作権協会
- ・ 日本写真著作権協会
- ・ 日本放送協会
- ・ 日本ケーブルテレビ連盟
- ・ 日本民間放送連盟
- ・ 主婦連合会
- ・ 電子情報技術産業協会
- ・ 日本図書館協会
- ・ 青空文庫

第8回 平成28年2月10日

- ・ 日本映像ソフト協会
- ・ 国公立大学図書館協力委員会
- ・ 日本新聞協会
- ・ 日本民間放送連盟
- ・ 日本芸能実演家団体協議会・映像コンテンツ権利処理機構

第9回 平成28年2月24日

- ・ コンピュータソフトウェア著作権協会
- ・ インターネットユーザー協会

※書面による意見発表を行った団体を含む。

(ii) 新たな時代のニーズに的確に対応した制度等の整備に関するワーキングチームの審議の経過について

I 経緯

文化庁では、これまでも社会の様々なニーズを踏まえて制度等の在り方について検討を行ってきたが、今般、デジタル・ネットワークの発達に伴い、著作物等を利用したサービスを創出し発展させるためのニーズが新たに生じているとの指摘がなされている。例えば、「知的財産推進計画2015⁷⁾」(以下「知財計画」という。)においては、「インターネット時代の新規ビジネスの創出、人工知能や3Dプリンティングの出現などの技術的・社会的変化やニーズを踏まえ、知財の権利保護と活用促進のバランスや国際的な動向を考慮しつつ、柔軟性の高い権利制限規定や円滑なライセンス体制など新しい時代に対応した制度等の在り方について検討する。」こととされた。

こうした状況を踏まえ、法制・基本問題小委員会では、新たな時代のニーズに的確に対応した権利制限規定やライセンス体制等の在り方について集中的に検討するため、本年7月に「新たな時代のニーズに的確に対応した制度等の整備に関するワーキングチーム」(以下「本ワーキングチーム」という。)を設置した。

また、本ワーキングチームにおける検討に先立ち、文化庁では、広く国民からデジタル・ネットワークの発達に伴う著作物等の利用に関する社会のニーズについて募集を行った(以下「本ニーズ募集」という。)⁸⁾。

II 検討の進め方

本ワーキングチームでは、知財計画の内容等を考慮し、当面権利制限規定の在り方について集中的に審議することとし、まず、検討に当たっての基本的な視点及び検討の手順について定めた(以下「検討の進め方」という。詳細については文化審議会著作権分科会(第43回)配布資料4-2別添1参照)。

検討の視点としては、①ニーズに基づき政策手段を検討する¹⁰⁾、②効率的・効果的に審議を進めるためニーズに優先順位をつけることとし、優先課題の選定は公正性の観点から原則書面の内容に基づいて行う(追加説明があれば別途対応を検討)、③現在具体的に特定されているニーズだけでなく将来のニーズも踏まえた検討を行うよう配慮するものとした。

検討の手順のうち権利制限規定の見直しに係るものについては、以下のとおりとした。

⁷⁾ 平成27年6月17日知的財産戦略本部決定

<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/kettei/chizaikeikaku20150619.pdf>参照。

⁸⁾ 「著作物等の利用円滑化のためのニーズの募集について」(平成27年7月7日～27日の間、文化庁において実施)

<http://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/needs/>参照。

⁹⁾ 団体や個人から、合計112件のニーズが寄せられた。

¹⁰⁾ このような検討の進め方に関し、一般規定の必要性があるかどうかを検討する場合は、現在及び将来のニーズよりも、過去のニーズ、すなわち過去において一般規定がなかったために本来であれば権利侵害が否定されるべきものが権利侵害になってしまったような例があるのか否かを検討するという方法も、将来的な検討方法としては一つのアイデアになるのではないかと、との意見があった。

- [手順1] 本ニーズ募集に提出されたニーズを基に現状の著作物等の利用に係るニーズを特定
- [手順2・3] 求められている課題の解決手段（権利制限規定の見直し，ライセンシング体制の構築等）等に応じてニーズを分類
- [手順4] 権利制限規定の見直しが求められているものについて，観点①（ニーズの明確性），観点②（権利制限による対応の正当化根拠の見通し），観点③（知財計画等を踏まえた優先度）に照らし，検討の優先順位を決定し，分類。
- ※ 抽象的なニーズについては，観点①との関係ではどのような種類のニーズであるのかその外延が明確にされているか，観点②との関係では当該抽象的なニーズの全体について妥当するどのような正当化根拠があるかについて説明されているか，に照らして整理。
- [手順5] 検討の優先順位に係る分類に従い，各ニーズについて観点①及び観点②について検討
- [手順6] 観点①（ニーズの明確性），観点②（権利制限による対応の正当化根拠の見通し）が肯定されることとなったニーズ（群）について，観点③（知財計画等を踏まえた優先度）を考慮しつつ，これらのニーズをもとに権利制限規定による対応の是非や規定の在り方について検討。
- その際，現在及び可能な限り将来のニーズを考慮し，「規定の柔軟性」の内容や程度を含めて最も望ましいと考えられる制度設計を検討。

Ⅲ 審議経過

（1）ニーズの分類・整理 [手順1から4]

「検討の進め方」に基づき，本ニーズ募集に寄せられた112件のニーズについて分類・整理を行った（以下「課題の整理」という¹¹）。その結果，権利制限規定の見直しに係るニーズとして整理された主な課題は以下のとおりである¹²。

ア 優先的に検討を行うこととされたニーズ（A-1-1 関係）

- ・ 公衆がアクセス可能な情報の所在検索サービスの提供（77①）
- ・ システムのバックエンドにおける情報の複製（77③）

イ ニーズ提出者に追加説明を依頼することとされたニーズ（A-2 関係）

- ・ パロディ・二次創作としての著作物利用（12，57①，96①，97，108⑤，113③）
- ・ 教科書・入試問題の二次利用（14，22①）
- ・ CPS（サイバーフィジカルシステム）による情報提供サービス（65②～③）
- ・ 障害者の情報アクセシビリティ向上のためのサービス（67，73）
- ・ リバース・エンジニアリング（68）
- ・ 自動翻訳サービス（70）
- ・ ビッグデータの解析結果提供，情報分析サービス（74，77②）
- ・ メディア変換サービス（78，95①）

¹¹ 「課題の整理」やニーズの詳細等については，文化庁ウェブサイト『「著作物等の利用円滑化のためのニーズの募集」の結果について』（<http://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/needs/index.html>）参照。

¹² 括弧内の番号等はそれぞれ脚注11番記載資料内のものに対応。

- ・図書館における図書検索等サービス（84）
- ・企業等で一般的に行われている軽微な複製等（108②）

ウ 優先的な課題の検討を行った後に順次検討することとされたニーズ（A-1-2 関係）

- ・図書館における公的機関が作成した広報資料の複製（88）
- ・図書館におけるインターネット上の情報のプリントアウト（89）
- ・商品の批評や販売目的の写真（書影，ジャケット等）のウェブサイト掲載（95⑦）

（2）各ニーズの検討〔手順5〕

① 今期優先的に検討を行ったニーズについて

本ワーキングチームにおける議論の結果，今期は，公衆がアクセス可能な情報の所在検索サービスの提供（77①），システムのバックエンドにおける情報の複製（77③）に加えて，新産業創出環境の整備に関するニーズとして，CPS（サイバーフィジカルシステム）による情報提供サービス（65⑩～③），リバース・エンジニアリング（68），ビッグデータの解析結果提供，情報分析サービス（74，77②）に関するニーズについて優先的に検討を行うこととし，これらのサービスについてニーズ提出者からのヒアリングを行った上で検討を行った。検討の結果は以下のとおりである。

上記の新産業創出環境の整備に関するニーズについては，大別すれば，a.所在検索サービス，b.分析サービス，c.バックエンドでの複製，d.翻訳サービス，e.リバース・エンジニアリング，f.その他CPS関係サービスに係るものに分類できる。各ニーズについての検討経過は次のとおりである。

a.所在検索サービス（書籍検索サービス，街中風景検索サービス，音楽の曲名検索サービス等）（77①，74，（65⑩））

ニーズ提出者からの説明では，本サービスは，「広く公衆がアクセス可能な情報（送信可能化されていない情報を含む）¹³」の所在（ウェブページのURLや書誌情報，TV番組の名前等，情報へのアクセスの手掛かりとなる情報）を検索することを目的としたサービスをいうとされており，その具体例としては，書籍検索サービス，街中風景検索サービス，音楽の曲名検索サービス等が挙げられている。本サービスは，大量の情報が溢れる情報化社会において知へのアクセス機会を提供するという大きな社会的意義や，コンテンツの認知度が増す等のメリットが権利者にもあるとされている。また，本サービスは，情報（著作物）そのものを提供することは目的とせず，検索結果の提供にあたり表示される情報は，サムネイルやスニペット等，所在情報を知らせるために必要な限度にとどまり，軽微なものであるとされている。現行法との関係では，当該サービスの提供にあたって行われる①バックエンドでの情報の蓄積，②検索結果提供のための複製や自動公衆送信について，現行法第47条の6等による対応は困難であり，また，利用する著作物について許諾を得て利用することは現実的でないといわれている。

これについて，本ワーキングチームの議論においては，当該情報自体の享受をさせることを目的とするのではなく当該情報への「道しるべ」を提供する行為は社会全体の利

¹³ 「広く公衆がアクセス可能な情報（送信可能化されていない情報を含む）」には，路上で撮影した写真，書籍，音楽，美術等が含まれる。

益にもつながり、権利制限の正当化根拠となり得る旨の意見や、複数の提出者から共通してニーズが挙げられており、積極的に検討すべき旨の意見等が示された。他方、検索サービスにも様々な例があるので、どこまでであれば軽微な利用が許されるのかといった線引きについて検討を深めるべきとの意見があった。

b.分析サービス（評判情報分析サービス、論文剽窃検出サービス等）（77②，74，65①）

ニーズ提出者からの説明では、本サービスは、情報を収集して分析し、求めに応じて分析結果を提供するサービスであるとされており、その具体例としては、評判情報分析サービス、論文剽窃検出サービス等が挙げられている。本サービスは、無数、多様に存在する情報（ビッグデータ）を活用し、分析結果という有用な情報を提供する点で社会的有用性があり、かつ、著作物の表示は分析結果を提供するために必要な限度で行われるため、軽微なものであるとされている。現行法との関係では、当該サービスの提供にあたって行われる①バックエンドでの情報の蓄積、②分析結果提供のための複製や自動公衆送信について、現行法第47条の6等による対応が困難であり、また、サービスの目的を達成するためには大量かつ網羅的な情報を対象とすることが必要となるが、全ての情報について妥当な条件で許諾を得ることは不可能であるとされている。

これについては、本ワーキングチームの議論においては、情報分析・解析の結果は情報として有用なものであり、その結果をわかりやすくするための参考資料として一部分を表示することも正当化されうるのではないかとの意見や複数の提出者から共通してニーズが挙げられており、積極的に検討すべき旨の意見が示された。他方、分析サービスにも様々な例があるので、どこまでであれば軽微な利用が許されるのかといった線引きについて検討を深めるべきとの意見があった。

c.システムのバックエンドでの複製（77③，65①）

ニーズ提出者からの説明では、本ニーズは、データを本来の用途とは別の用途でシステムのバックエンドで活用するものであるとされており、具体例としては、音楽データからフィンガープリントを作成し、曲名検索などに活用するケースが挙げられている。

これについて、本ワーキングチームの議論においては、例として示されたのは a.の所在検索サービスに該当するため、当該ニーズへの対応によって、このニーズも満たされることとなるのではないかとして、別途の対応を検討する必要性について更に検討すべき旨の意見が示された。

d.翻訳サービス（65①，70）

本サービスのうち、ニーズ提出者（65①）から提出のあった用例ベース翻訳は、ニーズ提出者からの説明では、機械翻訳システムにおいて著作物を用例データベースとして蓄積しておき、翻訳システムに入力された原文と近い用例を検出し、その差分によって翻訳文を作成し、表示（自動公衆送信）するものであるとされている。本サービス（を含むCPS関連サービス）においては、出力段階では著作物の表現を利用者が享受することとなり、場合によっては著作権者等の既存の正規ビジネスと衝突する場合も考えられるが、利用が軽微で著作権者等の利益を不当に害するとは言えない場合や、公益的観

点から社会的要請が高いと判断される出力も考えられるとされている。現行法との関係では、本サービスの提供にあたって行われる①バックエンドでの情報の蓄積、②分析結果提供のための複製や自動公衆送信について、現行法第47条の7等による対応が困難であるとされている。

また、他のニーズ提出者（70）からは、外国人向けに災害情報等を含む日本語のコンテンツを自動翻訳して閲覧（自動公衆送信）できるようにするサービスに係るニーズが提出されている。当該サービスは、公益的な価値が高いこと、原著作物の内容を閲覧者が確認できる限り、基本的に著作権者の利益を不当に害さないと考えている旨が述べられている。

これらについては、本ワーキングチームでの議論においては、用例データベース翻訳を含むCPS関係サービスについては様々な例があるので、どこまでであれば軽微な利用が許されるのかといった線引きについて検討を深めるべきとの意見があった。また、翻訳サービスの利便性は認められるところであり、例えば看板など日本語が読める人であれば適法に読むことができるようなものについては翻訳を認める意義はあるのではないかと意見があった他、翻訳を正当化できるとしても情報分析サービス等とは異なる正当化根拠になるためこれとは分けて検討すべきとの意見があった。

e.リバース・エンジニアリング（68）

リバース・エンジニアリングについては、ニーズ提出者から、利用者が保有するプログラム資産を整理する目的で行われるものについて説明があった。当該目的で行われる調査・解析の対象となるプログラムの著作権は利用者自身に帰属していないことが多く、利用者の保有するプログラムを調査・解析する行為は、著作権の侵害となる可能性がある旨が述べられた。

これについては、本ワーキングチームの議論においては、当該目的は平成21年1月の著作権分科会報告書の際に結論が出なかった革新的なプログラムの開発に係るものに該当するのではないかと指摘や、当時想定していた相互運用性、脆弱性の確認等、革新的なプログラムの開発に係るもの以外の新たなニーズが出てきたといえるのではないかと指摘があった他、平成21年著作権分科会での検討の頃からの状況の変化を受けて、何らかの対応を考えるべきとの意見等が示された。

f.その他CPS関係サービス（65①、65②、65③、67、73、74）

ニーズ提出者（65①）からは、CPSに関わるサービスとして、上記のサービスの他、教育支援サービス、障害者支援サービスをはじめとして、様々なサービスがあり、現段階でどのようなものが提供されるかは具体的に特定することは困難であるとした上で、CPS関連サービスにおいては、出力段階では著作物の表現を利用者が享受することとなり、場合によっては著作権者等の既存の正規ビジネスと衝突する場合も考えられるが、利用が軽微で著作権者等の利益を不当に害するとは言えない場合や、公益的観点から社会的要請が高いと判断される出力も考えられるとされている。このため、個々のサービスごとに、社会的に見たサービスの効用と著作権者や関係するコンテンツビジネスの利益との比較衡量、具体的にはサービスの目的やその公益性・公共性、利用の態様（些細

か、軽微か、あるいは「必要な限度」かといったもの)を基準として、利用の妥当性が判断される余地があるとよいとされた。

これについて、本ワーキングチームの議論においては、所在検索サービスや分析サービスと、障害者支援など公益的なサービスは分けて考えた方がよいのではないかとの意見や、個別規定、一般規定ありきではなく柔軟性を確保することが重要であるとの意見、新たな個別規定を設けるのか、包括的なものとするのかは選択肢として排除されていないのではないかとの意見があったほか、今はニーズの把握を行う段階であり制度設計は次の段階の議論ではないかとの意見、ニーズが漠然としておりどのような方策が必要となるのかがわからない旨の意見等があった。

② その他のニーズについて

「検討の進め方」に基づく整理の結果、(2) ①記載のニーズ以外のニーズについては、来期以降、[手順4]による分類及び優先度を考慮しつつ、検討を行うこととされた。ワーキングチーム員からは、以下のものについて、重要性を指摘する意見が示された。

- ・教科書・入試問題の二次利用(分類:A-2。14, 22①等)は、課題が解決できれば、アナログ的な利用だけでなく、デジタル・ネットワークを通じた利用、新規ビジネスの創出という結果をもたらす道筋を開く可能性は十分にある。
- ・パロディ・二次創作としての著作物利用(分類:A-2。57①, 96①, 97, 108⑤, 113③等)は、直ちに産業につながる話ではないが、将来の文化の育成、ひいては生み出されたコンテンツが産業の核となるという観点から、順次検討していくべき。
- ・メディア変換サービス(分類:A-2。78, 95①等)については、これが一律にできないのではないかということはおかねてから問題点として指摘されており、複数の団体から要望があることから、必要性が高いものの候補になり得る。
- ・図書館等における複製等(分類:A-3。15, 20等)については、本の中の挿絵全部を複製する行為が「一部分」に当たらず著作権侵害になりかねないとの問題が指摘されている。また、個人への送信については、諸外国の例を見ても補償金付きで認める方が社会にとっても権利者にとっても良いのではないか。
- ・放送番組のインターネットでの同時配信(分類:A-3。40等)については、日本の著作権法においてインターネット放送が「放送」に当たらないものと位置づけた結果、実演家やレコード製作者の排他権が及ぶこととなっており、諸外国と比べて放送のサイマルキャストが進んでいない原因の一つではないかとも言われている。

この他、障害者関係や教育関係のニーズについては、現在法制・基本問題小委員会において検討が進められていることから、小委員会における検討に委ねるのが良いのではないかとの意見が示された。

IV 今後の検討の進め方等について

3. で述べたとおり、今期の本ワーキングチームにおいては、「検討の進め方」に定めた手順のうち、[手順4]までを完了するとともに、新産業創出環境の形成に関わるニーズについて、[手順5]に着手した。

その結果、新産業創出環境の形成に関わるニーズのうち、少なくとも所在検索サービスや分析サービスに係るものについては、一般に権利制限規定による正当化根拠と成りうる社会的意義が認められるか否かという点に関し、ワーキングチーム員の中で概ね肯定的な見解が示された。これらのニーズについては、今後、更に検討を深めるとともに、権利者団体の意見も聴いた上で、権利者の正当な利益への影響の有無等についても更に精査を行うことが求められる。

また、今後、これらのニーズ以外のニーズについても、[手順4]の分類及び3.(2)②に記載した本ワーキングチームにおける議論も踏まえ、適切な時期に[手順5]の検討を行うことが求められる。

今期は、国民から寄せられた幅広いニーズから、権利制限による対応を検討することが妥当と認められるニーズを吟味した上で、これらを整理し束ねあわせるなどの処理を行ってきた。来年度は、更なる検討を経てこの「権利制限ニーズの束」の輪郭や性質をより明らかにした上で、これらの「ニーズの束」を基に、また同時にこれを「シーズ」と捉えて今後の広がりや発展性にも留意しつつ、[手順6]で示したように、権利制限規定による対応の是非や規定の在り方について、具体的な検討を行うことが求められる。その際、権利者の利益を不当に害することなく著作物等を利用する新たな取組への挑戦が可能となるよう、新しい時代に相応しい新産業創出環境の整備に関する社会からの強い要請に十分に伝えていくという視点に留意することが必要である。また、新たに設ける制度が実際にどのように機能し得るかなどを踏まえ我が国にもたらされる便益や影響を考慮しつつ、規定の柔軟性の内容や程度を含め、我が国にとって最も望ましいと考えられる制度設計やその組合せを検討していくことが適当である。

ヒアリング・意見発表[※]団体一覧

第2回 平成27年10月28日

- ・ヤフー株式会社
- ・富士通株式会社

第4回 平成28年2月18日（非公開審議）

- ・ヤフー株式会社
- ・富士通株式会社
- ・匿名希望団体

※書面による意見発表を行った団体を含む。

(iii) 平成27年度著作物等の適切な保護と利用・流通に関する小委員会の審議の経過等について

I はじめに

文化審議会著作権分科会著作物等の適切な保護と利用・流通に関する小委員会（以下「小委員会」という。）は、急速なデジタル・ネットワークの発達に対応した法制度等の基盤整備のため、知的財産推進計画2015（平成27年6月知的財産戦略本部決定）等を示された検討課題を踏まえつつ、クリエイターへの適切な対価還元に係る課題等について検討を行ってきた。本年度の小委員会における各課題の審議の進捗状況等については、以下のとおりである。

II 各課題の審議の状況

第1章 クリエーターへの適切な対価還元に係る課題

第1節 検討の経緯

前年度の小委員会では、平成25年度に（公社）著作権情報センター附属著作権研究所のまとめた「私的録音録画に関する実態調査」の最終結果報告と権利者団体より同調査の結果を受けた分析報告がなされた。その後、権利者団体より、クリエイターへの適切な対価還元についての意見発表がなされ、意見交換が行われた。

本年度は、利用者団体及び事業者団体より、クリエイターへの適切な対価還元についての意見発表がなされ、その後意見交換を経て、本課題について今後議論を進める上での論点整理を行った。これを受け、整理された論点の一つである「私的録音録画に係るクリエイターへの対価還元についての現状」を把握するため、録音と録画それぞれの分野についてヒアリングを行った。なお、議論の参考にするため、事務局より諸外国における私的複製に関する制度の概要を紹介した。

第2節 検討の状況

本年度は、昨期からの議論に継続して、クリエイターへの適切な対価還元についての意見を、利用者団体及び事業者団体からそれぞれヒアリングし、これまでの議論を踏まえた意見交換を行った。主な意見をまとめると次のとおりである。

- ① 対価還元に係る基本的考え方
- 現行法制定時、私的複製に係る複製権を制限しても権利者への不利益は零細であったことなどに鑑みて、私的複製は自由かつ無償で行えることとされたが、その際、複製

手段の発達・普及のいかんによっては著作権者の利益を著しく害するに至ることも考えられ、将来再検討の必要があることが指摘されていた。その後、デジタル録音、デジタル録画の技術が発達し、権利者の利益が著しく損なわれている状況を踏まえて、私的複製によって生じる権利者の不利益を救済するために私的録音録画補償金制度が創設された。

- コンテンツの訴求力を利用するステークホルダーが一定のリスクの負担をすることによってのみコンテンツにお金が回り、メーカーも機械を売ることができユーザーは豊富なコンテンツに触れることができる好循環を生むという見地から、対価の還元の問題を考えていくべき。ユーザーが支払義務者でメーカーが協力義務者であるという現行制度を前提として議論すると、コンテンツの訴求力を利用するステークホルダーとして事業者の上げる利益が十分に考慮されない。
- 契約や技術によって、創作から利用までの一連の過程で著作権者にとって適切な対価還元の機会が実現できるので、新たな法制度による対価還元は不要。
- 著作権法第30条第1項が存在する我が国においては、音楽については、現在の販売価格の中で私的複製を見越した価格決定がなされているわけではない。
- 私的複製に係る権利制限は維持することを前提として対価の還元について議論をする必要がある。
- 権利者、事業者、消費者の三者の利益バランスがとれ、かつ社会的利益を最大化できる方向を志向すべき。
- 私的複製がそもそも補償に値する行為であるのかどうか、その場合の私的複製というのほどこまでの行為を指すのか、ということを整理した上で議論を進めるべき。
- 技術やビジネスの実態の適切な把握の上に法的議論が積み上げられるべきである。まずは事実関係を十分に認識することが重要である。
- 本来、対価還元は市場メカニズムに基づいて行われるべきであるが、それが十分に機能せず、市場の失敗が生じている場合には、市場の失敗を補正する措置として補償金等の政策介入がありうる。そのため、まずは、市場の失敗がどこで起きていて、それにどのように対応すべきかという現状を整理する必要がある。その際、コンテンツの提供の形態が多様に存在することから、ある程度類型化して整理することが適当。
- 市場の失敗が生じているか否かを判断する上では、客観的な分析・評価が必要である。

② 対価還元を要する範囲

- 国民全体でみて、非常に大きな私的複製のニーズが存在しており、このようなニーズを背景として事業者は私的複製に供される機器・媒体を販売して利益をあげているが、その多くは現行の補償金制度の対象となっていないため、対価が還元されていない。
- 私的複製に関する対価の還元に限定するのではなく、コンテンツの流通経路全体の中で対価の還元がなされるべきである。そしてそれらの対価は、本来は契約により還元されるべきであり、クリエイターとクリエイター以外への支払配分などの実態を把握すべき。
- タイムシフトやプレイスシフトのように、自身が購入したコンテンツを複数のデバイスに複製してそれを楽しむということを消費者の多くはしている。1曲を4台に複製

した際にそれを4曲とカウントすることには懐疑的。

- 昨期のクラウドコンピューティングについての議論において、私的複製と定義された領域については当小委員会の議論の対象となり得る。その場合、その手段を提供する通信事業者等も関係してくるのではないか。

③ 対価還元の手段

(ア) 補償金制度

- 私的録音録画に供される機器等が現行の補償金制度の対象となっておらず、実態を反映させるべき。
- 私的複製に汎用機器が供されるようになっていくとして汎用機器を補償金の対象とすることは、その機器で私的複製を行わない消費者にまで補償金を課すこととなり、妥当ではない。
- 汎用、専用の話は、ユーザーが支払義務者であるときの話である。メーカーの上げる利益に着目した制度を考えた場合は、メーカーは専用、汎用の別なく複製機能を実装した機器の販売から一定の利益を上げるという構造があるため、質的に異なる。
- 現行の補償金対象機器や媒体を政令指定する方式は状況変化に速やかに対応することができないため、私的複製に供される機能を有する製品・サービスを対象とした補償金制度を構築すべき。
- 補償金の対象を決定する手続として、例えば権利者や事業者が当事者として議論をするという手続も考えられるのではないか。
- 現行制度では事業者が協力義務者とされており、法律上の責任が明確ではない。事業者に対して法的強制力がないとなれば、補償金制度は事実上機能しない。
- 私的複製から利益を受けるという観点からすると、消費者だけでなく、コンテンツの訴求力を利用して成果を上げる事業者等は、利害当事者として極めて大きな存在であり、現行制度では協力義務者となっているが、本来は当事者として考えるべき存在である。消費者と権利者の利害調整というところから離れないと、この問題は解決しないのではないか。よって、複製機能を提供する事業者を支払義務者とすべき。
- 著作権法の立てつけとして、複製をするユーザーの行為を飛ばしていきなり、複製機能を提供する事業者について議論するのは困難ではないか。
- 補償金制度は分配先についてアバウトな見立ての上に設計されているという主張があるが、一方で、家庭内での複製行為に介入することは適切ではなく、どのコンテンツが複製されているのかを把握することはできないのではないか。

(イ) 契約と技術による対価還元

- 原則として、適切な対価還元はビジネスモデルによって担保されるべきものであり、補償すべき損失がある場合には、例えば販売価格を見直す等の契約による解決を図る機会を設けるべき。
- 劇場用映画については、唯一、テレビ放送からの私的録画が制御できない現状にあるので、契約や技術により対価還元が適切になされるのであれば、これを実現して

ほしい。

- サービスの利便性が高くなればその分を利用料として新たに支払うということは、消費者として受け入れられる。補償金という形ではなく、新しいサービスやイノベーションを促進して、サービスの契約の中でクリエイターに対価還元が行われるべきであろう。
- インターネット配信が成長することにより、契約と技術で対応できる範囲が拡大していく。また、インターネット配信が増える中で対価を還元すると、対価の二重取りという問題が拡大する。
- コピー制御の技術の向上と直接課金の実現が増えてきている現状を踏まえ、私的複製をするか否かわからない消費者に補償金を支払わせるより、サービスを利用している消費者に契約で対価を還元してもらうというのが筋である。
- 2002年当時機能していたコピー制御技術であるSCMS（シリアル・コピー・マネジメント・システム）はもはや有効に機能しておらず、基本的にはコピー制限がない状態で音楽が回っている。

（ウ）その他の手段等

- 質の高い日本のコンテンツを継続的に生み出すための土壌整備という観点から、補償金よりもむしろ、健全なるクリエイターの育成と創作拡大に向けた支援基金を設立し、権利者、事業者、消費者によって日本コンテンツの国際競争力を向上させる検討をすべき。
- 補償金のように、現実の私的複製に対応して権利者に正確に分配をすることが難しい制度を維持するよりは、ある程度割り切って、クリエイターの育成に大きく舵を取った対価還元を志向すべき。例えば税制の優遇という方法もあるのではないか。
- 新しいビジネスモデルについてのルール作りに関する権利者団体と事業者団体の話し合いを促進するため、著作権法の紛争あっせん制度を拡充し、それぞれの団体が市場において一定のシェアを占める場合は、話し合いの場で決まったルールを文化庁がオーソライズし、一般的なものとするという仕組みを作るべきではないか。
- 録音と録画ではDRMの影響等の関係から同じ条件で語れるのか疑問。個別に議論していくという方法もあるのではないか。
- 対価還元の手段を議論する上で、何らかの新たな制度を検討する場合には、その制度によって国内外のイコルフッティングが保たれるよう留意すべき。

④ その他の意見

（ア）ダビング10

- デジタル放送番組についてはダビング10のルールが適用されており、技術的に孫コピーの作成が制限されているが故にメディアチェンジができない。自由に複製を行えず、そのルールを維持するための社会的コストを消費者が負担しているにもかかわらず、更に補償金を支払うということは受け入れ難い。
- ダビング10のルールにより何らかの弊害があるのであれば、それが真にルールによるものなのか、メーカーのビジネス上の戦略によるものなのか、整理が必要。

- 過去にはSCMSという孫コピーを制限する技術が音楽コンテンツについて採用されていたが、その際には補償金を支払っていた。もっとも、複製可能な回数等の程度に応じて補償金を課すか否かという閾値論はあろう。
- ダビング10の議論は本小委員会の検討課題ではない上に、ルール創設当時の総務省デジタル・コンテンツの流通の促進等に関する検討委員会においても、対価還元が伴うものであると示された。これ以上の議論は不要である。

(イ) コンテンツの利用形態の変化

- サブスクリプション型サービスの台頭により、私的複製という行為自体が減少していく傾向にある。

これらの意見を基に、小委員会では、今後議論すべき主な論点を整理し、以下の3点について、順次検討を行うこととされた。

1点目は、「私的録音録画に係るクリエイターへの対価還元についての現状」であり、今後の検討に先立ち、まずは、コンテンツの流通に係る契約実態や技術動向を踏まえ、コンテンツの種類や流通態様の差等にも留意しつつ、私的録音録画に係るクリエイターへの対価還元の現状について把握することが必要であるとされた。

2点目は、「補償すべき範囲」であり、把握された対価還元の現状に基づき、クリエイターへの対価還元が適切に行われておらず対価還元のための制度的担保又は取組が求められる範囲が有るのか否か、ある場合にはどのような範囲か、について検討することが必要であるとされた。

3点目は、「対価還元の手段」であり、補償すべき範囲がある場合に、対価還元の担い手、対価還元を機能させるシステム設計、対価の分配方法等を含め、どのような手段で対価還元を行うことが適切か検討することが適当であるとされた。

論点の一つである私的録音録画に係るクリエイターへの対価還元についての現状の把握については、録音と録画のそれぞれの分野について、関係者からヒアリングを行った。

録音については、私的録音に係る音楽の流通形態として、パッケージ販売、音楽配信（ダウンロード型・ストリーミング型）、CDレンタルがあるとされ、それぞれについて、著作権者等との契約やコピー制限の実態、クリエイターへの対価還元の現状について報告を受けた。

録画については、私的録画に係る映像コンテンツの流通形態として、劇場での映画上映、パッケージ販売、DVDレンタル、放送（有料・無料）、動画配信（ダウンロード型・ストリーミング型）があるとされ、それぞれについて著作権者等との契約やコピー制限の実態、クリエイターへの対価還元の現状について報告を受けた。

第2章 クラウドサービス等に係る円滑なライセンス体制の構築に係る課題

本小委員会では、平成27年2月にとりまとめた「クラウドサービス等と著作権に関する

報告書」において、音楽関係権利者3団体（日本音楽著作権協会、日本レコード協会、日本芸能実演家団体協議会）から提案のあった「音楽集中管理センター」（仮称）構想について、その設立に向けて関係当事者間で速やかな検討を行うよう求める旨を提言した。今期の本小委員会における関係委員からの報告によれば、同構想については、現在、音楽集中管理センターに対するニーズの把握に努めている段階であり具体化には至っていないとのことであった。今後の取り組みについては、音楽関係権利者3団体においては、利用者のニーズに係る事例を蓄積するため、利用者からの権利処理に関する相談や問合せのための一元的な窓口を設置する方針が示された。

Ⅲ おわりに

今期の小委員会では、上記のように、①クリエイターへの適切な対価還元に係る課題及び②クラウドサービス等に係る円滑なライセンス体制の構築に係る課題について検討を行った。

①クリエイターへの適切な対価還元に係る課題については、本年度整理された論点に沿って、クリエイターへの対価還元についての現状を踏まえて、今後、補償すべき範囲や対価還元の手段等について、更なる検討が求められる。

また、②クラウドサービス等に係る円滑なライセンス体制の構築に係る課題については、音楽集中管理センターの早期の実現に向け、引き続き、関係団体における積極的な取組が期待される。

文化審議会著作権分科会著作物等の適切な保護と利用・流通に関する小委員会
におけるヒアリング・意見発表団体一覧

第1回 平成27年7月3日

- ・主婦連合会
- ・一般社団法人インターネットユーザー協会
- ・一般社団法人電子情報技術産業協会

第4回 平成28年1月29日

- ・一般社団法人日本レコード協会
- ・株式会社レコチョク
- ・日本コンパクトディスク・ビデオレンタル商業組合
- ・一般社団法人日本音楽著作権協会
- ・株式会社ジャパン・ライツ・クリアランス

第5回 平成28年2月22日

- ・一般社団法人日本映画製作者連盟
- ・一般社団法人日本民間放送連盟
- ・スカパーJSAT 株式会社
- ・HJ ホールディングス合同会社
- ・東映株式会社

(iv) 平成27年度国際小委員会の審議の経過等について

1. はじめに

今期（第15期，平成27年度）の文化審議会著作権分科会の決定を受け，以下の課題について検討を行った。

- (1) インターネットによる国境を越えた海賊行為に対する対応の在り方
- (2) 著作権保護に向けた国際的な対応の在り方
- (3) 著作権分野における国際的な課題や論点の整理

2. 審議の状況

第1章 インターネットによる国境を越えた海賊行為に対する対応の在り方

インドネシアにおける侵害実態調査の結果や，侵害発生国・地域における海賊行為への政府の取組に関する報告に基づき議論が行われた。

① 日本コンテンツの侵害発生国における侵害実態調査の結果について

本小委員会では，これまでも中国・タイ等での実態調査の実施報告がされてきたところ，今期は，インドネシアにおける著作権侵害の実態調査の結果が報告された。

具体的には，インドネシアのインターネット利用者に対するサンプリング調査に基づき，日本のコンテンツの入手経験率，コンテンツ類型ごとの利用実態，ジャカルタとメダンの比較による地域別の傾向・特徴，正規流通に対する要望，日本コンテンツの侵害規模の推計等が報告された。また，コンテンツ類型ごとの侵害規模としては，アニメ，コミック，音楽の順に大きいことが報告された。

他国における侵害実態調査の結果と比較すると，インドネシアは法令遵守の意識が相対的に高い一方で，著作権に関する理解度は低い状況であることから，本小委員会においては，今後のインドネシアにおける海賊版対策として，著作権の教育啓発活動を実施していくことが効果的であるとされた。

② 政府レベルでの取組について

本小委員会では，今後の国境を越えた海賊行為への対応の在り方を検討していく上で参考とするため，文化庁が実施している日中著作権協議及びセミナー，日韓著作権協議及びフォーラム，中国，インドネシア，マレーシア等の侵害発生国におけるトレーニングセミナー，インドネシア，マレーシア，ベトナムにおける集中管理制度の整備・強化のための

支援事業、タイ及びインドネシアへの普及啓発事業、及びインターネット上の著作権侵害対策ハンドブックの作成事業等について報告された。

日中著作権協議では、両国における著作権法の改正の動向等について意見交換が行われ、その後に行われたセミナーでは、インターネット上における著作権侵害が両国にとって深刻になってきていることを踏まえ、「インターネット上における著作権保護」をテーマに両国の海賊版対策の取組状況等について発表が行われた。

また、日韓著作権フォーラムでは、「デジタルネットワーク社会における著作物の保護と利用・流通」をテーマに、韓国における取組及び最近の動向等について発表及び意見交換が行われた。その後の協議では、TPP協定の大筋合意を受けた日本国内の法改正等の動向や海外における著作権保護・侵害対策等について意見交換が行われた。

③ 関係業界における取組について

一般社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会（ACCS）、及び株式会社集英社から、著作権侵害の現状及び侵害対策等について報告された。

ACCSからは、家庭用ゲームソフトの技術的手段回避による著作権侵害の現状について説明があった。技術的手段回避ツールについては、権利者の対策等により日本国内の実店舗での販売はほぼ消滅したものの、依然として、インターネットでの販売は継続されている。なお、販売継続サイトについては、海外にサーバーを蔵置した日本市場向けの日本語サイトであって、技術的手段回避ツールは海外（中国、香港）から発送されるとの報告があった。

また、委員より、インターネット経由で購入した場合には、回避ツールは個別にパッケージされて輸入されることから、水際での取締りが難しいのではないかとの指摘があり、ACCSからは、税関との協力関係を結びつつ、技術的手段回避ツールの効果的な差止め手段について検討を進めているとの報告があった。

株式会社集英社からは、マンガ海賊版による侵害状況とその対策について説明があり、雑誌の発売日より前に、翻訳された海賊版がアップロードされる問題があることや、ウェブサイトやサーバーに対する削除要請に応じないケースも多く、仮に応じたとしても、サーバーを別の国に移して営業を再開するケースもあるとの報告があった。そして、海賊グループが国境を越えて侵害を行っている以上、その対策には各国間で協力が不可欠であり、海賊版対策と同時に正規版の流通促進も必要であることが報告された。

また、米国における権利行使の状況についての質問に対し、株式会社集英社からは、海賊版の提供者が必ずしも米国に居住しているわけではない点や、国を越えての刑事事件化には課題があることが報告された。また、海賊版対策については、周辺対策も含めて抜本

的に総合的な対策を講ずる体制を作っていかなければならないのではないかと指摘もなされた。

④ 今後の取組について

T P P協定の発効に伴い関係国への日本コンテンツの輸出増が期待され、また、関係国における侵害対策の強化が見込まれることを踏まえ、国境を越えた海賊行為に対応していく必要がある。具体的には、今後も引き続き、二国間協議を含めた二国間での協力事業として、日本のコンテンツが侵害されている事例が多いと思われる中国、韓国、東南アジア諸国を中心として、海賊版の取締り、権利執行の支援、著作権集中管理の強化、普及啓発等に対して継続的な支援を行い、侵害行為に対する適切な対応ができる環境整備を進めていく必要がある。その際、対象国については、現地のニーズや期待される効果等を考慮しつつ検討する必要がある。

また、インターネットという国境を越え多国間にまたがる侵害行為には多国間での取組・議論が必要である。このため、特に日本と関係の深いアジア・太平洋地域諸国について、地域全体の著作権制度の底上げ及び保護の枠組強化を図る観点から、W I P Oとの連携により、国際条約加盟推進を図るとともに、二国間協力事業とうまく組み合わせて、各国・地域の課題に効果的に対応していくことが必要である。

さらに、インターネット上の侵害行為が多国籍化、多様化してきていることから、国内関係省庁及び権利者団体等との更なる連携を推進し、日本のコンテンツ侵害への効果的な対応をしていくことが望まれる。

第2章 著作権保護に向けた国際的な対応の在り方

著作権等の国際的な保護の在り方を議論する場であるW I P Oの著作権等常設委員会（以下「S C C R」という。）では、現在、放送機関の保護のための条約（放送条約）、及び権利の制限と例外に関する議論が進められている。

本国際小委員会では、S C C Rにおける議論の動向等について報告が行われた。

① 放送機関の保護

1998年11月以降、S C C Rにおいては、デジタル化・ネットワーク化に対応した放送機関の権利の保護に関する新たなルール（放送条約）の策定が検討されている。2007年以降は、同年のW I P O一般総会で決定されたマンデート（伝統的な意味での放送機関の保護（ただし、コンテンツ自体は保護の適用対象外）にしたがって議論を継続しており、第24回S C C R（2012年7月）において、現在の議論のベースとなる単一の

作業文書が作成されるに至っている。

現在、本条約は、日本、米国、EU等の先進国のみならず、アフリカ諸国を含め、途上国も総じて条約策定に前向きであり、早期の外交会議の開催を目指した努力が続けられている。

2015年に開催された2度のSCCR(第30回会合(7月),第31回会合(12月))では、条約の概要である、用語の定義(5条)、適用の範囲(6条:保護される送信媒体)、及び保護の範囲(9条:保護される行為)について、統合テキスト案が議長より提出され、統合テキスト案に基づき集中的に議論が行われた。

<用語の定義についての議論>

“放送”の定義については、ローマ条約、WPPT等の既存の条約に基づく定義とするか、技術的中立(地上波放送、衛星放送、有線放送、インターネット上の送信を含むすべての媒体を同等に扱うこと)に基づき、媒体を問わない幅広い定義とするかが論点となっている。日本を含めた多くの国が前者を支持しているものの、アフリカ諸国は後者を支持しており、意見の収斂には至っていない。

<適用の範囲についての議論>

これまでの議論の結果、伝統的放送を条約適用の対象となる送信媒体とすることについては、ほぼ合意が得られている。主な議論の対象は、伝統的放送(有線放送)機関によるインターネット上の送信¹⁴の扱い、及び放送前信号の扱いである。また、有線放送については、一部の国から義務的保護とすることに懸念が表明されたことから、その扱いについても議論が行われた。

議論対象のインターネット上の送信のうち、“インターネットオリジナル番組の送信”については、条約の適用の範囲外とすることでほぼ合意が得られている。その他のインターネット上の送信については、同時・ほぼ同時のウェブキャスティングを義務的保護とする議長提案、オンデマンド送信も義務的保護対象とするEU提案、いずれも任意的保護とする日本提案の三つの案に整理された。また、米国からは、インターネット上の送信については、各国が柔軟に対応できるように任意的保護のオプションを設けることが望ましいとの意見が出された。次回会合以降、任意的保護をどのレベルで許容するか等について、引き続き議論が行われる予定である。

放送前信号については、米国より、与えられる権利のレベルとしては、(1)排他的権利、(2)適切かつ十分な法的保護、(3)無権利の三つがあることが示された。具体的にどのような保護を与えるのかについて、引き続き議論が行われる予定である。

¹⁴ 議論の整理上、放送番組の同時ウェブキャスティング(サイマルキャスティング)、放送番組の異時ウェブキャスティング、放送番組のオンデマンド送信、インターネットオリジナル番組の送信、の四つに分類されている。

有線放送については、ブラジル等より、国内法制度で対応していないため、これを義務的保護とすることに懸念が表明された。これを受け、米国からは、有線放送を任意的保護とする案が提示され、ブラジルより歓迎の意が示された。

<保護の範囲についての議論>

保護される行為については現在、議論の整理上、(i) 同時あるいはほぼ同時の再送信（媒体問わず）、(ii) 固定物を用いた（再）送信（媒体問わず）、(iii) (ii) 以外の固定関連行為（固定、複製、頒布等）の三つにカテゴリー分けされ、(i) と (ii) が集中的に議論されている。

この中で、(i) 同時あるいはほぼ同時の再送信、を保護対象とすることについては、ほぼ合意に至っているが、(ii) 固定物を用いた（再）送信、については、固定物を介している点で信号の保護には該当しないため、シグナルベースアプローチに基づく本条約で扱う必要はないとする国々と、あらゆるタイプの再送信行為を保護の対象とすることが重要であると主張する国々との間で、妥協点を見いだすに至っていない。

このほか、利用可能化行為を条約上どのように位置づけるかという点も議論対象となっており、その中で日本は、放送機関が効率的に海賊行為に対抗するためには、利用可能化行為を保護することが重要であると一貫して主張しており、EUもこれを支持している。

<日本としての今後の対応>

本議題については、引き続き活発な議論が行われることが期待されること、日本としては、放送機関のための適切な国際的保護の枠組みを、その内容を考慮しつつ、できるだけ早期に構築することが必要であり、各国における議論の動向やSCCRにおける他の議題との関係性を踏まえながら、積極的に対応していくべきである。

② 権利の制限と例外

デジタル化・ネットワーク化により、技術的に知識へのアクセスが容易になったにもかかわらず、国際的な著作権保護システムが障壁となっていることから、より利用を重視した制度への転換を進めるため、制限と例外の措置を設定すべき、との途上国の要求に端を発し、SCCRでは、2005年以降、権利の制限と例外の議論が続けられている。権利の制限と例外については、(i) 図書館とアーカイブのためのものと(ii) 教育、研究機関等のためのものの二つを議論対象としており、両議題とも、各国の経験等の共有を中心に行うべきとする先進国と、新たな国際的枠組みの必要性を主張する途上国との間で対立する構造が続いている。

2015年の会合では、図書館とアーカイブのための権利の制限と例外について、これまでの議論の内容をとりまとめた議長ノンペーパーが配布され、11のトピック¹⁵について、

¹⁵ (i) 保存、(ii) 複製権と保全のためのコピー、(iii) 法定納本、(iv) 図書館貸出し、(v) 並行輸入、(vi) 国境を越えた使用、(vii)

具体的な成果物を予断することなく、目的と原理について議論を行うことで合意が得られた。11のトピックのうち、保存、複製権と保存のためのコピー、法定納本、及び図書館貸出しについて各国制度に関する情報の共有等が行われた。

＜日本としての今後の対応＞

日本としては、引き続き、既存の条約に規定されたスリーステップテストの考え方を踏まえ、適切な議論を行うことが必要であるとの方針のもと、何らかの国際文書を作成する場合には、各国がそれぞれの国内事情を踏まえ、柔軟な対応が可能となるようにすべき、との方針を維持すべきである。

第3章 著作権分野における国際的な課題や論点の整理

近年、世界各国において新時代に対応した知的財産保護の推進のため、著作権法制度を巡る様々な動きが見られている。また、著作権等の保護対象や保護範囲を、伝統的知識や伝統的文化表現等へ拡大する動きも見られている。このため本小委員会では、著作権分野における国際的な課題等について有識者からヒアリングを行った。

① 伝統的知識等の保護に対して著作権法等が果たすべき役割について

ある先住民の音楽を記録しようとした民族音楽学者は、その録音に至るまでに、当該先住民のコミュニティに何度も足を運んで信頼を醸成したというエピソードが紹介された。このように、伝統的知識等を利用する際に、先住民に対して特別の配慮を行うことで、良好な関係を構築できる場合がある。他方で、伝統的知識等の利用に際して、金銭的な報酬を支払うことが、場合によっては先住民のコミュニティに対する侮辱となりうることに留意する必要がある。

仮に伝統的知識等の保護として、知的財産権類似の制度が導入することになれば、伝統的知識等の利用者については、実施許諾や利用許諾等の事前の同意が必要となる。しかしながら、単に、伝統的知識等の利用者がライセンス料等の対価を支払えば十分であるとする態度で臨むことがあれば、伝統的知識等を継承してきたコミュニティの慣習や規範等を軽視することにつながるおそれがある。また、伝統的知識等は、進歩を前提にした物の考え方に必ずしも依拠しているわけではない可能性があることから、伝統的知識等に対して著作権などの法的保護を与える場合、伝統的知識等の保護の目的に照らして、保護期間がいかにあるべきかが問題となる。

以上から、伝統的知識に法的保護を与えるかどうかについては、保護の目的を明確にした上で、当該伝統的知識に関係するコミュニティの慣習や規範を尊重するとともに、その法的保護が当該コミュニティの自助や持続可能性に役立つのかどうか、という点が考慮さ

孤児著作物等、(viii) 図書館とアーカイブの責任制限、(ix) 技術的保護手段、(x) 契約、(xi) 翻訳権。

れなければならない。

② 米国における価格差別論について

価格差別とは、同一の財又はサービスについて、異なる消費者に異なる価格を課すことであり、米国の裁判例には、著作権者が価格差別を推進することが社会的に望ましい場合があると指摘したものがある。

価格差別を行うためには、①市場支配力を持つこと、②鞘取取引が禁止されていること、③その製品に顧客が抱く価値に基づき差別化することが可能であることが条件であり、②鞘取取引の禁止については、一部の著作権の制限例外規定と表裏一体の関係を有している。なぜなら、著作権の制限例外規定の中には、著作物の利用行為のうち、許諾を要するものを一部に制限し、そこでまとめて対価を徴収させ、後の行為を自由にすることをその目的の一つとしているものがあり、鞘取取引の自由を容認する機能を果たしているからである。

W I P O等の国際的な場においても、権利の制限と例外について議論がなされているところ、価格差別という考え方は、権利者と利用者の調和を図る観点から一つの示唆となるものと考えられる。

③ 著作権の消尽に関する海外での注目すべき裁判例について

国際消尽及びデジタル消尽に関連して、米国、EUにおいて注目すべき裁判例が出されている。

国際消尽に関して、米国連邦最高裁は、米国外で適法に作成された複製物にもファーストセールドクトリンが適用されるとする判断を下している（Kirtsaeng 事件）。本判決では、消尽の正当化根拠として、商品の自由流通の保護が重視されている。

デジタル消尽に関して、欧州司法裁判所は、コンピュータ・プログラムという限られた対象ではあるものの、その消尽を認める判断を下している（UsedSoft 事件）。この判決では、ライセンスを消尽原則の抜け穴として利用することを許容しない旨が判示されており、実質を踏まえて判断されたものと考えられるが、欧州司法裁判所の他の判決を考慮すれば、UsedSoft 事件の射程は、ソフトウェアの場合に限られる可能性が高い点に留意する必要がある。また、米国では、ReDigi 事件において、デジタル消尽を認めないとする判断が示されている。

国際消尽、デジタル消尽については、W I P OのSCCR等においても議論がなされる可能性があることから、引き続き諸外国の動向について留意する必要がある。

<日本としての今後の取組>

①～③の論点については、W I P Oの遺伝資源等政府間委員会（I G C）やS C C Rでの議論とも関連するものであり、また、将来的な国際的知財保護の在り方に関する議論にも影響し得ることから、これらの論点も含む著作権分野における国際的な動向を引き続き注視していく必要がある。

Ⅲ 開催状況

1. 著作権分科会

第1回 平成27年6月2日

- (1) 文化審議会著作権分科会長の選出について
- (2) 小委員会の設置等について
- (3) その他

第2回 平成28年2月29日

- (1) 平成27年度使用教科書等掲載補償金について
- (2) 平成27年度使用教科用拡大図書複製補償金について
- (3) 環太平洋パートナーシップ（TPP）協定に伴う制度整備の在り方等に関する報告書について
- (4) 法制・基本問題小委員会の審議の経過等について
- (5) 著作物等の適切な保護と利用・流通に関する小委員会の審議の経過等について
- (6) 国際小委員会の審議の経過等について
- (7) その他

2. 法制・基本問題小委員会

第1回 平成27年6月23日

- (1) 法制・基本問題小委員会主査の選任等について
- (2) 今期の法制・基本問題小委員会における審議事項について
- (3) 教育の情報化の推進について
- (4) その他

第2回 平成27年7月24日

- (1) ワーキングチームの設置について
- (2) 教育の情報化の推進について
- (3) その他

第3回 平成27年7月31日

- (1) 教育の情報化の推進について
- (2) その他

第4回 平成27年8月31日

- (1) 教育の情報化の推進について
- (2) その他

第5回 平成27年9月30日

- (1) 教育の情報化の推進について
- (2) その他

第6回 平成27年11月4日

- (1) 環太平洋パートナーシップ（TPP）協定への対応について
- (2) その他

第7回 平成27年11月11日

- (1) 環太平洋パートナーシップ（TPP）協定への対応について
- (2) その他

第8回 平成28年2月10日

- (1) 環太平洋パートナーシップ（TPP）協定への対応について
- (2) その他

第9回 平成28年2月24日

- (1) 環太平洋パートナーシップ（TPP）協定への対応について
- (2) 平成27年度法制・基本問題小委員会の審議の経過等について
- (3) その他

3. 新たな時代のニーズに的確に対応した制度等の整備に関するワーキングチーム

第1回 平成27年10月7日

- (1) 新たな時代のニーズに的確に対応した権利制限規定やライセンス体制等の在り方について
- (2) その他

第2回 平成27年10月28日

- (1) 新たな時代のニーズに的確に対応した権利制限規定やライセンス体制等の在り方について（ニーズ提出者からヒアリング）
- (2) その他

第3回 平成27年12月18日

- (1) 新たな時代のニーズに的確に対応した権利制限規定やライセンス体制等の在り方について
- (2) その他

第4回 平成28年2月18日（非公開審議）

- (1) 新たな時代のニーズに的確に対応した権利制限規定やライセンス体制等の在

り方について（ニーズ提出者からヒアリング）

(2) その他

4. 著作物等の適切な保護と利用・流通に関する小委員会

第1回 平成27年7月3日

- (1) 著作物等の適切な保護と利用・流通に関する小委員会主査の選任等について
- (2) 著作物等の適切な保護と利用・流通に関する小委員会審議予定について
- (3) クリエーターへの適切な対価還元について（諸外国における私的複製制度の紹介，事業者及び利用者による意見発表）
- (4) その他

第2回 平成27年9月9日

- (1) クリエーターへの適切な対価還元について（英国における私的複製をめぐる状況の紹介，意見交換）
- (2) その他

第3回 平成27年11月26日

- (1) クリエーターへの適切な対価還元について（論点整理，意見交換）
- (2) その他

第4回 平成28年1月29日

- (1) クリエーターへの適切な対価還元について（私的録音に係る関係者ヒアリング）
- (2) その他

第5回 平成28年2月22日

- (1) クリエーターへの適切な対価還元について（私的録画に係る関係者ヒアリング）
- (2) クラウドサービス等に係る円滑なライセンス体制の整備について
- (3) 平成27年度著作物等の適切な保護と利用・流通に関する小委員会の審議の経過等について
- (4) その他

5. 国際小委員会

第1回 平成27年9月15日

- (1) 主査の選任等について
- (2) 国際小委員会審議予定について
- (3) 世界知的所有権機関における最近の動向について
- (4) 日中著作権協議及び日中著作権セミナーについて
- (5) 海外における著作権侵害等に関する実態調査報告書(インドネシア)について

- (6) 家庭用ゲームソフトの技術的手段回避による著作権侵害の現状
- (7) その他

第2回 平成27年11月20日

- (1) 世界知的所有権機関における最近の動向について
- (2) 国境を容易に越える侵害 マンガ海賊版の最新状況とその対策について
- (3) 著作権分野における国際的な課題について
- (4) その他

第3回 平成28年2月12日

- (1) 世界知的所有権機関における最近の動向について
- (2) 海賊版対策の取組状況等について
- (3) 著作権の消尽に関する海外での注目すべき裁判例について
- (4) 平成27年度国際小委員会の審議状況について
- (5) その他

6. 使用料部会

第1回 平成27年6月5日（非公開審議）

- (1) 使用料部会長の選出等について
- (2) 著作権者不明等における著作物等の利用に係る補償金の額について
- (3) その他

第2回 平成28年2月23日（非公開審議）

- (1) 平成27年度使用教科書等掲載補償金について
- (2) 平成27年度使用教科用拡大図書複製補償金について
- (3) 著作権者不明等における著作物等の利用に係る補償金の額について
- (4) その他

IV 委員名簿

1. 著作権分科会

	井坂 聡	映画監督，協同組合日本映画監督協会常務理事・広報委員長
	井上 伸一郎	一般社団法人日本映画製作者連盟参与
	井村 寿人	一般社団法人日本書籍出版協会常任理事
	上治 信悟	一般社団法人日本新聞協会新聞著作権小委員会副委員長
	榎並 悦子	写真家，一般社団法人日本写真著作権協会理事
	大寺 廣幸	一般社団法人日本民間放送連盟常勤顧問
副分科会長	大瀧 哲也	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	河村 真紀子	主婦連合会事務局長
	桐畑 敏春	一般社団法人日本映像ソフト協会会長
	久保田 裕	一般社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会専務理事・事務局長
	小池 信彦	公益社団法人日本図書館協会理事
	斉藤 正明	一般社団法人日本レコード協会会長
	里中 満智子	マンガ家
	椎名 和夫	公益社団法人日本芸能実演家団体協議会常務理事
	末吉 互	弁護士
	鈴木 將文	名古屋大学大学院法学研究科教授
	龍村 全	弁護士
	茶園 成樹	大阪大学大学院高等司法研究科教授
	道垣内 正人	早稲田大学大学院法務研究科教授，弁護士
	都倉 俊一	作曲家，一般社団法人日本音楽著作権協会会長，昭和音楽大学客員教授
分科会長	土肥 一史	日本大学大学院知的財産研究科教授
	永江 朗	公益社団法人日本文藝家協会理事
	中島 千波	日本画家，一般社団法人日本美術家連盟常任理事，東京藝術大学名誉教授
	野原 佐和子	株式会社イプシ・マーケティング研究所代表取締役社長
	前田 哲男	弁護士
	松田 政行	弁護士
	森田 宏樹	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	森永 公紀	日本放送協会理事
	山本 隆司	弁護士
	吉村 隆	一般社団法人日本経済団体連合会産業技術本部上席主幹

(以上30名)

2. 法制・基本問題小委員会

	蘆立順美	東北大学大学院法学研究科教授
	井奈波朋子	弁護士
	井上由里子	一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授
	今村哲也	明治大学情報コミュニケーション学部准教授
	上野達弘	早稲田大学大学院法務研究科教授
	大久保直樹	学習院大学法学部教授
主査代理	大瀧哲也	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	奥邨弘司	慶應義塾大学大学院法務研究科教授
	河村真紀子	主婦連合会事務局長
	岸博幸	慶應義塾大学大学院メディアデザイン研究科教授
	窪田充見	神戸大学大学院法学研究科教授
	末吉互	弁護士
	龍村全	弁護士
	茶園成樹	大阪大学大学院高等司法研究科教授
	道垣内正人	早稲田大学大学院法務研究科教授， 弁護士
主査	土肥一史	日本大学大学院知的財産研究科教授
	野原佐和子	株式会社イプシ・マーケティング研究所代表取締役社長
	長谷川浩二	東京地方裁判所判事（知的財産権担当）（H27.10.14～）
	前田健	神戸大学大学院法学研究科准教授
	前田哲男	弁護士
	前田陽一	立教大学大学院法務研究科教授
	松田政行	弁護士
	森田宏樹	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	山本隆司	弁護士
	横山久芳	学習院大学法学部教授

(以上25名)

3. 新たな時代のニーズに的確に対応した制度等の整備に関するワーキングチーム

	池 村	聡	弁護士
	上 野	達 弘	早稲田大学大学院法務研究科教授
	大 淵	哲 也	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	奥 邨	弘 司	慶應義塾大学大学院法務研究科教授
	煙 山	明	法務省刑事局局付
座長代理	末 吉	亙	弁護士
	立 川	英 樹	法務省民事局局付
	龍 村	全	弁護士
主査	土 肥	一 史	日本大学大学院知的財産研究科教授
	長谷川	浩 二	東京地方裁判所判事（知的財産権担当）
	前 田	健	神戸大学大学院法学研究科准教授

(以上 11 名)

4. 著作物等の適切な保護と利用・流通に関する小委員会

	浅石道夫	一般社団法人日本音楽著作権協会常務理事
	今子さゆり	ヤフー株式会社コーポレート政策企画本部知的財産マネージャー
	大淵哲也	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	奥邨弘司	慶應義塾大学大学院法務研究科教授
	華頂尚隆	一般社団法人日本映画製作者連盟事務局長
	河村真紀子	主婦連合会事務局長
	岸博幸	慶應義塾大学大学院メディアデザイン研究科教授
	小寺信良	一般社団法人インターネットユーザー協会代表理事
	榊原美紀	一般社団法人電子情報技術産業協会著作権専門委員会委員長
	笹尾光	一般社団法人日本民間放送連盟知財委員会ライツ専門部会法制部会特別委員
	椎名和夫	公益社団法人日本芸能実演家団体協議会常務理事
主査代理	末吉互	弁護士
	杉本誠司	株式会社ニワンゴ代表取締役社長
	龍村全	弁護士
主査	土肥一史	日本大学大学院知的財産研究科教授
(長谷川浩二	東京地方裁判所判事(知的財産権担当) (~H27.10.13)
	畑陽一郎	一般社団法人日本レコード協会理事・事務局長
	松田政行	弁護士
	松本悟	一般社団法人日本動画協会専務理事・事務局長
	丸橋透	ニフティ株式会社理事・法務部長

(以上19名)

5. 国際小委員会

	浅石道夫	一般社団法人日本音楽著作権協会常務理事
	蘆立順美	東北大学大学院法学研究科教授
	井奈波朋子	弁護士
	今村哲也	明治大学情報コミュニケーション学部准教授
	上野達弘	早稲田大学大学院法務研究科教授
	奥邨弘司	慶應義塾大学大学院法務研究科教授
	梶原均	日本放送協会知財センター専任局長
	北澤安紀	慶應義塾大学法学部教授
	楠本靖裕	一般社団法人日本レコード協会 著作権・契約部 部長
	久保田裕	一般社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会専務理事・事務局長
	小島立	九州大学大学院法学研究院准教授
	後藤健郎	一般社団法人日本映像ソフト協会専務理事・事務局長 (一般社団法人コンテンツ海外流通促進機構専務理事)
	笹尾光	一般社団法人日本民間放送連盟知財委員会ライツ専門部 会法制部会特別委員
主査代理	潮海久雄	筑波大学大学院ビジネス科学研究科教授
	鈴木將文	名古屋大学大学院法学研究科教授
	大楽光江	北陸大学未来創造学部名誉教授
	辻田芳幸	名古屋経済大学法学部教授
主査	道垣内正人	早稲田大学大学院法務研究科教授， 弁護士
	野口祐子	弁護士， グーグル株式会社法務部長
	堀江亜以子	中央大学法学部准教授
	前田健	神戸大学大学院法学研究科准教授
	松武秀樹	公益社団法人日本芸能実演家団体協議会常務理事
	村井麻衣子	筑波大学図書館情報メディア系准教授
	山本隆司	弁護士

(以上24名)

6. 使用料部会

	井 上	由里子	一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授
部会長代理	茶 園	成 樹	大阪大学大学院高等司法研究科教授
部会長	道垣内	正 人	早稲田大学大学院法務研究科教授，弁護士
	前 田	哲 男	弁護士
	前 田	陽 一	立教大学大学院法務研究科教授

(以上 5 名)